

<input checked="" type="checkbox"/> 証 人 <input type="checkbox"/> 本 人 <input type="checkbox"/> 鑑 定 人 <input type="checkbox"/> 調 書 (この調書は、第11回口頭弁論調書と一体となるものである。)		裁判所書記官印 
事 件 の 表 示	平成27年(行ウ)第4号	
期 日	平成29年12月25日 午前10時20分	
氏 名	田中英隆	
年 齢	59歳(昭和32年12月29日生)	
住 所	佐世保市横尾町1776	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input checked="" type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳 述 の 要 領		
反訳書のとおり <div style="text-align: right;">以 上</div>		

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。

2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

せん せい
宣 誓

りょうしん
良 心にしたが、知^しつてい
ることをかくさず、正^{しょう}直^{じき}に述^の
べることを^{ちか}誓います。

しめい た なか ひで たか
氏名 田 中 英 隆 ①

被告代理人堀田

証人は、現在佐世保市の都市整備部長を務めておられますね。

はい。

証人の経歴を簡単に教えてください。

私は、昭和57年に市役所に入庁しまして、土木部、都市計画部、港湾部、企画調整部等を勤務しまして、平成22年6月から平成25年3月まで水道局に在籍をしてました。25年4月からは、現職でございます。水道局では、事業部長としまして、水道、下水道の施設全般の計画、建設、維持行政の総括的な立場でございました。

佐世保市の平成24年度再評価水需要予測資料のことを平成24年予測といつて伺います。証人は、平成24年予測の作成に関わりましたか。

はい、関わっております。

どのように関わりましたか。

私が在籍中に、この平成24年予測を作成をしております。事業部の計画業務でございますので、部長職として総括的な立場に関わっております。また、再評価委員会とか、国との協議にも出席をさせていただいております。

水需要予測については後ほど詳しく伺うんですが、前提としての質問になります。佐世保市にとって、石木ダムを建設する目的は何ですか。

本市は水源に乏しく、これまで何度も渇水被害に遭ってきた都市でございます。水道が求めております水の安定供給、そのための水源確保が目的でございます。また、ダムの老朽化対策という緊急課題がございますが、そういった面もございます。

渇水になると、どんな影響がありますか。

まず、佐世保の市民生活の影響は甚大でございます。経済活動の影響も大きく、また医療や防災、教育、また企業維持といった幅広い影響

が出てまいります。水道は、命のインフラでございますので、市民生活、また都市機能に甚大な影響が出てまいります。

そのほかに、佐世保市の地域的な特性に照らして、渇水の影響について言えることは何かありますか。

大きく2点申し上げたいと思います。本市は、県北の都市圏の中核都市でございます。県北の医療圏、経済圏を形成をいたしております。渇水になりますと、当然高度医療、救命救急医療に影響が生まれて、県北の住民の命に関わることも考えておく必要がございます。一方、経済圏につきましても、佐世保のほうに周辺の自治体から通勤をされてる方、又は企業間のつながりがある事業者の方も多くいらっしゃいます。経済活動が停滞をしますと、県北の地域経済に大きな影響が出てまいります。また2点目は、国防への影響でございます。本市の水は、米軍や自衛隊にも供給をしております。そういった面で、日本の防衛機能への影響もあるというふうに考えております。

先ほど、石木ダム建設の目的の一つとして、老朽化対策ということもおっしゃってたと思いますが、どういうことですか。

本市のダムのほとんどは、旧海軍由来のダムでございます。長いもので、もう100年を超過いたしております。ほとんどのダムは、耐用年数を超過してるか、間もなく耐用年数を迎えます。施設整備の更新も含め、この老朽化対策は喫緊の課題でございます。しかしながら、対策をするためには、水の運用停止も伴いますので、今の水源の状況では工事の着手はできません。石木ダムが完成したならば、安全に工事に着手することができます。

ここから、水需要予測について伺っていきます。水需要予測とは、どういうものですか。

施設整備をする際に、水源の規模、能力を算定するものでございませ

て、水の売行きの予測とは違います。

水の売行きと、水需要予測は、どう違うんですか。

水の売行きは、水道の経営状況、経常収支を算定するために策定をするものでございまして、基本的には日平均降水量が基礎となります。一方、水の需要予測は渇水の非常時でも、常時安定供給するための水源の施設規模の予測でございますので、基本的には渇水のリスク流量を見込む必要もございまして、水の運用面での安定供給という前提においては、安全面に考慮した日最大給水量を確保する必要がございます。

渇水のリスク流量を見込んだ水量とするという以外に、水需要予測の作成において考慮すべきことはありますか。

必要最小限での規模とすることでございます。公金を伴う事業でありますので、法の責務の範囲内において、必要最小限の規模としております。

水需要予測上の渇水のリスクについて、もう少し詳しくお話いただけますか。

渇水災害に備えまして、水の安定供給のためのリスクでございますので、例えば地下水から水道水へ転換される潜在的な需要であるとか、浄水ロス又は河川取水の不安定さへのリスク水量、また水の使い方とか、水を多く使う場合を渇水のリスクと捉えまして、そういったことを備えておく必要があるというふうにご覧しております。

石木ダムを建設しなくても、効果的な渇水対策を行うことによって、渇水の影響を回避したり、軽減したりすることはできないですか。

渇水対策につきましては、非常時の緊急安全措置でございます。平時において、恒久的に利用できるものではございませんで、その効果も限定的でございます。したがって、水源不足の解消にはつながってまいりません。

その効果が限定的とおっしゃいましたが、渇水対策の効果が限定的ということですか。

はい、そのとおりでございます。

具体的には、どういうことですか。

渇水対策につきましては、市民や企業者の自主節水、それと民間の保有水源の活用でございます。自主節水につきましては、大きな効果は得られませんし、恒常的に実施すれば渇水並みの節水をすれば、市民生活や企業活動へも影響が出てまいります。また、民間の保有水源も、通常はほかの目的で所有者がつくられておりますので、平時に使えるものではございません。

平成24年予測は、石木ダムを建設するために数字合わせを行ったものではないですか。

水需要予測につきましては、これは日本の水道事業者全体共有なんです。施設設計指針によって予測をしております。これは、国も推奨している予測手法でございます。本市の平成24年予測につきましても、この設計指針に基づき予測をしており、不足する水源をダム開発に求めるものでございます。したがって、ダムの規模を設定して予測することはありません。

佐世保市の人口は、減少傾向にあるのではないですか。

はい。少子・高齢社会に転じてからは、人口減少になっております。

それなら、新たな水源の確保は必要ないとは言えないですか。

人口減少を前提に予測をしており、不足する部分をダム開発に求めるものでございます。

平成24年予測は、過去の予測と比べると、予測手法が変化している部分があると思いますが、そのように予測手法が変化するのはなぜですか。

水需要というのは、社会情勢、経済情勢、都市特性に従い変化をして

まいります。それに合わせて予測手法が変化するのは当然のことと考えております。

では、ここから平成24年予測の内容について伺っていきます。まず、生活用水についてですけれども、ここで言う生活用水とは何ですか。

一般家庭で使用される生活用の水でございます。

生活用水は、どんな方法で推計しますか。

給水人口と、市民1人当たりの生活水量、1日の生活水量、これ原単位と言いますが、その二つを推計しまして、この二つを乗じることで算出をしております。

平成24年予測でも、同じ方法を用いましたか。

はい。設計指針に示されてる手法ですので、同じ方法を用いております。

平成24年予測では、給水人口はどのような推計をしましたか。

国勢調査の結果をもとに、佐世保市の総合計画と同じ推計手法、コーホート変化率法を用いて予測をしております。少子・高齢化に伴う人口減少を見込んでおります。

平成24年予測で算定した生活用水の原単位の平成36年度の予測値は207リットルで間違いないですか。

はい、間違いありません。

平成24年予測において、原単位はどのような方法で推計をしたか詳しくお話いただけますか。

まず、重回帰分析法によりまして予測の幅を見いだしまして、時系列傾向分析法によりまして具体的な数値を予測しております。

そのような方法を採用したのは、なぜですか。

本市は渇水に瀕してきた都市でございますので、まず重回帰分析法によりまして渇水の影響を考慮した上限値と下限値を設定をしまして、

その後時系列傾向分析法によりまして水の安定供給と最小限の規模の両面において予測の精度を高めております。

平成23年度の佐世保市の原単位の実績は189リットルでしたね。

はい、そのとおりでございます。

平成36年度までに、その数字から207リットルまで上昇することが考えられるんですか。

本市は、渇水に瀕してきた都市でございます。渇水のたびに、その原単位が減少しております。渇水がなくなれば、全国の都市の平均に向かって徐々に回復するものというふうに考えております。

平成24年予測の原単位207リットルという数字について、ほかの都市との比較を行いましたか。

はい、行っております。

その比較の対象となる都市は、どうやって選んだんですか。

本市と給水人口が同規模の自治体にアンケート調査を行いました。回答があった都市の平均と比較をしたものでございます。

アンケート調査の対象とした都市は、佐世保市と給水人口が同規模であれば、全国から選んだんですか。

いいえ。気候条件が違う寒冷地は除いております。

平成24年予測では、原単位の時系列傾向分析において、過去実績から渇水年の実績傾向を除外したということによろしいですか。

はい。給水年度の実績の傾向は除外しました。

そのような傾向を除外したのはなぜですか。

渇水年度の水の使用量というのは、通常の市民の水の使用量とは違います。そもそもこの予測というのは、渇水をなくす予測でございますので除外をいたしております。

節水機器が普及すれば、原単位は減少すると思われませんが、この点は平成2

4年予測で考慮されてるんですか。

時系列傾向分析は、過去の実績の傾向が今後も続くという手法でござ
います。節水機器も時代と共に普及をしておりますので、その普及の
傾向については、その実績傾向に含まれておりますので、今回の予測
も節水機器の普及は見込んでおります。また、あわせてその節水
効果というのも見込んでることになります。

過去の実績傾向の中に、節水機器の普及による節水効果が含まれていて、そ
れと同様に普及による節水効果が出てくるものと仮定して予測したというこ
とでいいですか。

はい、そのとおりでございます。

次に、業務営業用水について伺います。業務営業用水とは何ですか。

事務所や店舗、ホテルなどで使われる水でございます。

平成24年予測では、業務営業用水について、どんな予測をしたんですか。

基地関係の大口需要と、その他の小口需要に分けて予測をしております
。その他の小口の需要につきましては、観光関係の割合が一番高い
ということで、観光客数による予測をしております。

平成24年予測では、ハウステンボスを小口需要に含めましたね。

はい、含めております。

ハウステンボスを小口需要に含めたのはなぜですか。

ハウステンボスは、観光施設でございますし、明らかに基地関係の業
務とは特性が異なります。業務営業用水は、特性に合わせた予測をす
ることが求められておりますので、小口需要に含めております。

佐世保市の平成19年の水需要予測では、ハウステンボスは大口需要に位置
づけられていたということで間違いはないですか。

はい、間違いありません。

大口需要に位置づけられていたハウステンボスが、平成24年予測では小口

需要に位置づけられたのはなぜなんですか。

設計指針におきましては、総合計画との整合も求められております。前回の予測の総合計画の中では、ハウステンボスはその他の観光施設と切り分けた中心的な施設でございました。24予測のときの総合計画の中では、ハウステンボスはその他の観光施設と並列に佐世保市の観光施設の一つとしての位置づけがありましたので、総合計画との整合を図ったものでございます。

小口需要における観光関連の水需要の割合は、50パーセント弱のはずですが、観光客を用いた予測手法に妥当性はあると言えるんですか。

はい。小口需要の実績のデータと、観光客数の統計的な相関が確認できました。観光は、本市の経済の中心でございまして、観光産業は裾野が広い産業でございますので、観光客数との相関、妥当性はあると考えています。

観光客以外に、給水人口などのほかの要素との相関を用いることはできないんですか。

業務営業用水は、設計指針の中でも都市特性に応じた予測が求められております。本市は、観光関係の割合が業務営業については非常に多いということで、観光客数による予測になっております。

観光客数と小口需要との因果関係は、実際にあると言えますか。

観光で見えた方は、飲食、トイレ、入浴など、直接水を使われる場合と、それを受け入れる観光施設についても当然水の需要が増えてまいります。また、観光客が増えれば、周辺の商業施設にも波及してきますので、因果関係はあるというふうに考えております。

平成24年予測では、基地関係の水需要について、過去最大の実績値としましたね。

はい、そのとおりでございます。

なぜですか。

防衛省に文書照会をしております。その回答では、佐世保は日本の西側の防衛拠点として大きな役割になるとのことでございましたので、過去最大値を採用をしております。

基地関係について、時系列傾向分析はできなかったんですか。

基地関係業務の性格を考えますと、時代と共に一定の傾向を示す施設ではございません。また、今後の基地関係の計画を知るすべもございませんので、過去の実績を採用したものでございます。

乙A第15号証（事業認定申請書に係る参考資料追加提出分）の2-4-2を示すここで、乙A第15号証2-4-2，参考資料74ページを示します。これは、佐世保市が防衛省に文書照会を行って、それで返ってきた防衛省の回答ということによろしいですか。

はい、間違いありません。

この回答には、具体的な数量が記載されていませんが、それなのに過去最大の実績値を採用することに問題はないですか。

基地関係の特殊性を考えますと、具体的な数値が示されないことは予見をしていたところでございます。具体的な数値がないからこそ、過去の実績にその根拠を求めたものでございます。

平成24年予測の業務営業用水の項目の中に、専用水道というものがありますね。

はい、ございます。

専用水道とは何ですか。

専用水道は、独自の水源を持っておられる事業所の方で、地下水から水道水への転換が見込まれる事業所でございます。

専用水道の水需要に含めたのはなぜですか。

地下水の汚染等によりまして水道に転換される、いわゆるリスク管理

を目的としたものでございまして、これは設計指針の中でも潜在的需要として見込むように示されております。

専用水道の水量は、どのようにして確認したんですか。

専用水道につきましては、保健所に届け出る必要がございます。その届出データをもとに、各事業者に聞き取り調査を行ったものでございます。

次に、工場用水について伺います。平成24年予測では、工場用水を大口と小口に分けたということよろしいですか。

はい、そのとおりでございます。

大口と小口に分けたのはなぜですか。

SSK以外は、使用する量が少ない工場ばかりで、その業種も多岐にわたっておりましたので、SSKとその他の工場に分類して予測をしております。

大口に分類されているSSKの水需要について、どのような考えで予測をしたんですか。

修繕船の実態に即した予測をしております。

修繕船の実態とおっしゃいましたが、具体的にはどういうことですか。

修繕船を受け入れる際に、まず船を洗う必要がございますが、これ船体洗浄といいます。そのときに大量の水が使われます。その他の工程においては、大量の水を使うことはないということでしたので、そういった特殊な水の使い方に対して予測を反映しております。

具体的には、どのようにしたんですか。

通常は、用途別に日平均給水量を予測して、合算した通知を計画の負荷率で日最大給水量を算定をいたします。しかしながら、SSKの水は日平均と日最大の非常に変動幅が大きいということで、これが計画全体の負荷率の中では調整ができませんでした。そういった中で、用

途別の日平均給水量の算定をする過程において、修繕船1隻当たりの修繕船の水の使用量、これを基礎とした数値に置きかえて予測をしております。

修繕船1隻当たりの使用水量については、1日当たり約2,200立方メートルと算定したということによろしいですか。

はい、そのとおりでございます。

その数字を2倍にした1日当たり約4,400立方メートルという数字をSSKの水需要としたということによろしいですか。

はい、そのとおりでございます。

修繕船1隻当たりの水量を2倍にしたのはなぜですか。

SSKに文書照会をしたところ、SSKには大小六つのドックがございました。そのうち複数のドックで同時使用されるという回答でございましたので、少なくとも二つのドックで同時使用されることに対応したものでございます。

それは、毎日2隻同時にドックインすることを想定したということですか。

いいえ、違います。施設的设计指針にもありますように、施設の能力規模は日最大給水量に対応したものでございまして、年間を通して使用量のピークが重なったことに備えたものでございます。したがって、年間のピークが毎日重なることを想定したものではありません。

1日平均給水量の項目にピーク水量である船体洗浄の水量を見込むのは、負荷率の二度掛けということにはならないですか。

先ほど申し上げましたように、SSKの水量というのは、日平均、日最大の変動幅が非常に大きく、全体の負荷率の中では調整できませんでした。これは、最終的に濁水のリスクにつながってまいりますので、ダムの規模の予測をする際に、その計算過程の中で日平均水量を修繕

船の水の水量に置きかえたものでございます。

二度掛けではないということですか。

はい、そのとおりでございます。

S S Kにおいて、水道水以外の水を使って船体を洗浄するという事はできないんですか。

S S Kに確認をしたところ、船体洗浄は塩分を含まない真水である必要があるというふうに聞いております。また、S S K自体も地下水を保有されてませんので、水道水が必要だとのことでございました。

水道を整備するのではなくて、S S K側に地下水の開発などをさせることで対応できないんですか。

水道法におきましては、特定の需要者に対して差別的な行為はしてはいけないという規定がございます。S S Kのみに施設整備を強いることはできません。

平成24年予測では、工場用水の小口需要について、どんな数値を採用しましたか。

過去実績の平均値を採用しております。

過去実績の平均値を採用したのはなぜですか。

過去実績におきまして、これはリーマン・ショックで経済低迷の時期がございました。平成24年予測におきましては、経済も回復基調でございましたので、過去平均実績程度に備えたものでございます。

工場用水の小口需要について、時系列傾向分析はできなかったんですか。

時系列傾向分析で予測しますと、今後も経済が低迷する予測となり、平成24年以降の経済情勢と違いますので、採用しておりません。

次に、中水道について伺います。中水道とは、こういったものですか。

一度使った水道水を再利用した水の総称でございまして、本市の場合は下水処理水を再利用して再生水として利用しております。

再生水と水道水に何か違いがあるんですか。

水道水のように、飲用はもちろん、直接手に触れた形で利用することは法的に認められておりません。したがって、通常はトイレの洗浄水に利用されております。

平成24年予測では、中水道の平成36年度の予測値を150立方メートルと算出したということで間違いはないですか。

はい、間違いありません。

平成19年の水需要予測では、中水道は500立方メートルだったはずですが、平成24年予測で150立方メートルとしたのはなぜですか。

24年度の数值につきましては、これは再生水の事業計画の計画値を採用しています。当時は、採算ラインとして150立方メートルが計画値でございました。

平成19年の予測時点とでは、そういった事情が違ったということですか。

はい、そのとおりでございます。平成19年の当時は、まず下水処理の施設能力、能力規模に応じて500立方メートルを目標値としておりましたが、再生数字は伸びず、赤字の経営が続いてましたので、経営の採算ラインに見直しされたものでございます。

再生水の需要は、佐世保市の努力次第で拡大できるものではないですか。

私が在籍中も、普及拡大に努めてまいりましたが、再生水の管路というのは水道水と別に新たに敷設する必要がございます。そういった意味で、利用者に設備投資の負担がかかってまいります。そういったことで、既存の建物には非常に普及が難しいということで、新しい開発地のほうで普及拡大を図ってまいりました。ここは、佐世保駅周辺再開発地区でございますが、ただ実態としましてはなかなか普及拡大が進まず、需要は伸びておりませんでした。再開発も、もう完了しておりますので、これ以上の需要の増加は難しいというふうに考えて

おります。

話を交えますが、平成24年予測では、合併地区の水需要についても予測を
してますね。

はい、予測をしております。

合併地区の予測とは、どういったものか御説明いただけますか。

本市は、平成の大合併によりまして、6町と合併をしました。6町そ
れぞれに独自に水道事業を運営されておりましたが、合併によるスケ
ールメリット、これを生かしていく必要がありますので、当然水道施
設についても統合していく必要がございます。今回の24年予測の中
で、統合予定の区域を水需要予想に加えたものでございます。

統合予定の地域の水需要は取り込んでいますけれども、水源は取り込んでい
ますか。

今回の予測の計画期間中の水源の取り組みは予定しておりません。

水需要は取り込むのに、水源のほうは取り込まないのはなぜですか。

全ての工事を一度にすることはできませんので、優先順位を立てて、
長期的に計画を進めていく必要がございます。合併地区におきまして
は、佐世保地区以上に水源が乏しい地域、また私がいるときは水質の
問題もございました。合併してからは、水道料金が同一になりました
ので、そういった給水サービスの不均衡をまず是正すべきだというこ
とで、給水サービスの公平性、平準化ということで進めているわけで
ございます。

将来的には、合併地区の水源を取り込むんですか。

当然、スケールメリットを踏まえて統合する予定でございますが、給
水施設だけでもかなり長期かかりますので、私が在籍した当時につい
ては、具体的な計画は示しておりません。

給水施設だけでもと今おっしゃいましたけれども、給水施設の統合だけでも

時間がかかるという御趣旨ですか。

はい、そのとおりでございます。

次に、有効率と有収率について伺いますが、有効率とは何ですか。

浄水場で排水された水がどのくらい有効に届いたかという割合を示す率でございます。

今、届いたとおっしゃいましたが、どこに届いたということですか。

一般家庭等にです。

では、有収率とは何ですか。

同じく浄水場から排出された水のうち、一般家庭に届いて料金収入になった水の割合の率でございます。

今御説明いただいたような有効率や有収率に影響する要素としては、どんなものがありますか。

主に漏水でございます。水道管のほうから漏水した水、そうした失われた水の影響が一番大きいというふうに考えております。

平成24年予測では、佐世保市の有効率を平成36年度で92.5パーセントと予測したということで間違いはないですか。

はい、間違いありません。

佐世保市の有効率の数値は、全国の都市の中でどのような位置にあるか把握していますか。

私がいた当時ですが、日本全国の水道事業者の中で大体中間の位置でございました。

先ほど、漏水が有効率や有収率の数値に影響するとおっしゃいましたが、漏水量を減らせば石木ダムの開発規模を小さくできるということはないですか。

まず、本市の水道施設というのは、旧海軍由来の施設でございまして、非常に老朽化が進んでおります。また、施設の配置も非常に非効率でございまして。また、一方で斜面都市でございまして、漏水対策では

非常に不利な、そういった条件もございます。もしかしたら、過去、私がいるときも年次的にこの普及促進を努めて、今では幾らかその効果も上がってる状況でございます。しかしながら、漏水をゼロにすることもできませんし、今の現状では急激にこれを下げることができません。いわゆる漏水対策は継続的に実施する維持管理の事業でございますので、水源の解消につながるものではないというふうに考えております。

結論としては、漏水量を減らしても、石木ダムの開発規模を小さくできるとは言えないということですか。

はい、そのとおりでございます。

この訴訟で、乙A第15号証2-4-2という番号で提出している証拠に含まれる平成24年度再評価水需要予測資料では、有効率の目標値が平成39年で92.5パーセントと記載されている部分がありますけれども、これは正しい記載ですか。

今回の平成24年予測では、平成36年度までしか予測をしておりません。39という記載があれば、申し訳ありません、誤記載でございます。

佐世保市の有効率をもっと向上させていくということはどうですか。

先ほども申しましたとおり、漏水対策は維持管理の事業でございます。しかしながら、今後とも漏水対策を進めていく所存でございます。厚労省が示しております95パーセント以上と、そういった御指導もございますので、本市も同等の考えでございます。ただ、今回の予測につきましても、飽くまでも平成36年度の間目標値を示してるところでございます。

次に、負荷率について伺います。負荷率とは何ですか。

日平均給水量と、日最大給水量の変動幅をあらわす率でございます。

平成24年予測では、負荷率を過去20年の中で2番目に小さい値としたということで間違いないですか。

はい、間違いございません。

平成6年に、過去20年の最小値を記録しているようですが、この数値を採用しなかったのはなぜですか。

ちょうど大渇水の年のデータでございますので、異常値として排除しております。

平成19年の水需要予測では、過去10年の最小値を採用していたはずですが、平成24年予測では過去20年という幅にしておりますが、なぜですか。

過去10年の中では、ハウステンボスの経営破綻であるとか、リーマン・ショックの経済不況の影響もございました。また、平成17年度、19年度、2度にわたる給水制限もございました。このように、日最大給水量を抑圧する事象が連続して起きております。ちょうど平成24年予測をするときには、ハウステンボスも経営再建しておりましたし、経済も回復基調にございました。また、今回の予測は渇水をなくす予測でございますので、今後の予測をするに当たり、この10年間のデータの信頼度が低いということで20年間まで拡大した次第でございます。

過去の平均値でもなく、最大値でもなく、最小値あるいは2番目に小さい値としたのはなぜですか。

これは、渇水するときでも常時安定給水をするのが水道法の責務でございます。過去、実際にあった変動率を採用するというのは、渇水のリスク管理上、これは自然な考えであるというふうに考えております。

近年の佐世保市の負荷率の実績は、上昇傾向にあるのではないですか。

近年、私も異動してますので、近年の状況は分かりません。私が在籍

をしてるときは、4年、5年ぐらい上昇傾向にあったというふうに記憶はしております。

今後も、そのような傾向が続くとは言えないんですか。

負荷率というのは、これは設計指針にありますように、水使用のピークが重なったときのいわゆる変動率をあらわしてありますので、これは時系列的な傾向を示すものではございません。ですから、現在上昇傾向にあるからといって、今後も続くことは考えることはできません。

次に、安全率について伺います。安全率とは何ですか。

計画水量を算定する際に、一定の割合で安全を見込むように設計指針になっておりまして、具体的には浄水過程のロス水量であるとか、河川取水の不安定さへの予備力、また導水管の漏水量などは、その安全率に含まれます。

平成24年予測では、安全率を10パーセントとしたということで間違いないですか。

はい、間違いありません。

平成19年の水需要予測では、安全率は5パーセントであったはずですがけれども、平成24年予測で10パーセントにしたのはなぜですか。

当時の5パーセントというのは、これは浄水ロス分しか見てなかったというふうに聞いております。先ほども申しましたとおり、設計指針の中ではそれ以外にも河川取水の不安定、導水管への対応のそういったリスク水量が見込まれております。私がいるときにも、そういった事象がございましたので、設計指針の標準値となっております10パーセントを採用したところでございます。

平成19年予測の5パーセントという数字のほうが誤りであるということですか。

いや、そうではありません。予測については、その時々で状況で予測

しますので、誤りとは言っておりません。

次に、佐世保市の保有水源のことを伺います。佐世保市は保有水源を安定水源と不安定水源とに分類しているということで間違いはないですか。

はい、間違いありません。

ここで言う安定水源とは、どんな水源ですか。

まずは、水道法の認可を受けた水源で、確実な取水ができる水源でございます。

他方、不安定水源とはどんな水源ですか。

水道法の認可を受けてない水源で、確実な取水ができない水源でございます。

佐世保市は、三本木取水場と四条橋取水場の慣行水利権を有しているということで間違いはないですか。

はい、間違いございません。

ここからは、佐世保市が有している三本木取水場と四条橋取水場の慣行水利権を合わせて本件慣行水利権と伺います。本件慣行水利権は、安定水源と不安定水源のどちらですか。

不安定水源でございます。

佐世保市は、石木ダム建設事業において、本件慣行水利権を含む不安定水源を計画上の保有水源から除外しているということで間違いはないですか。

正確に言いますと、本市の水需給計画におきまして、計画上の保有水源には含めていないということでございます。

計画上の保有水源に不安定水源を含めていないのはなぜですか。

まず、水道法の認可を受けてないからでございます。確実な取水ができない水源を計画中の保有水源にはできません。

なぜ、本件慣行水利権は認可水源、つまり安定水源とはならないんですか。

水道法の認可を受けるためには、確実な取水ができることが条件とな

ります。河川取水の場合は、河川法上の安定水源の許可が必要となりますが、本市の慣行水利権はその認可を受けることができるような水源ではございません。

本件慣行水利権については、確実な取水が望めないことから保有水源に含めなかったということですか。

はい、そのとおりでございます。

取水実績を見れば、本件慣行水利権は安定して取水ができるとは言えないですか。

取水実績からはなかなか判断は難しいというふうに考えてます。通常の水運用につきましては、気象状況とダム貯水状況を見ながら、ダム貯水率の維持と低廉なコストの両立を図るためのいわゆる選択取水を本市は行っております。したがって、取水実績からは説明することはできません。

今、選択取水とおっしゃいましたが、具体的にはどういうことですか。

本市は、水源に乏しいことから、通常運用についてはダム水の取水を控えまして、河川取水を優先する、いわゆるダム温存型の運用を行っております。しかしながら、河川取水につきましてはポンプを稼働しますので、非常に取水のコストがかかります。ですから、一定のダム貯水がある場合は、コストを優先しまして、ダムを優先的に取水する場合があります。したがって、河川の取水につきましては、取水をしたかったのに取水できなかったのか、ダムを優先したために意図的に取水をしなかったのかというのは分かりかねる次第でございます。

取水実績を見ても、本件慣行水利権の安定性、あるいは不安定性を証明できないということだと思いますが、そうだとすると本件慣行水利権の不安定性は何をもって証明ができるんですか。

これは、本市が何度も経験した給水制限のそういった実績がその証明となります。

もっと具体的に、今の点を御説明していただけますか。

給水制限は、ダムの貯水が低下したために実施を余儀なくされたものでございます。ダムの貯水の低下は、河川の取水が十分できず、ダムの取水にウエートがかかったためにダムの貯水が下がったものでございます。本市は、平成6年度、7年度、また平成17年度、19年度、度々こういった給水制限に見舞われるほど河川の取水は不安定な状況でございます。

佐世保市では、平成19年度に渇水対策期間というものを設けていましたね。

はい、そのとおりでございます。

その平成19年度の渇水対策の期間中であっても、本件慣行水利権は一定の取水ができていたのではないですか。

平成19年度当時は、冬場から給水制限に入ったというふうに聞いております。給水制限期間中は、本来河川に流れていない民間の保有水源を流すなどの緊急対策や、多分12月中旬以降は一定の雨の降雨がございましたので、一定取水できてた時期はあったというふうに記憶しております。しかしながら、届出水量には達していなかったというふうに記憶をしております。

今、民間の保有水源を流すとおっしゃいましたが、どこに流すんですか。

河川に流すということです。

民間の保有水源の水を河川に流すということでいいですか。

はい、そのとおりでございます。

河川からの取水ができていのに給水制限をしていたということではないんですか。

幾ら河川から取水できましても、ダムの貯水率が回復するまでの間は

給水制限を継続する必要がございます。

本件慣行水利権は、渇水の際にでも取水できていると評価されますか。

渇水期間中の評価は非常に難しいというふうに考えております。

非常に難しいというのはどういうことですか。

多分、平成19年はダムの貯水率が50パーセントまで低下して制限に入っております。肝腎なことは、給水制限に入る前の取水実績でございます。多分その時期は夏場頃から少雨傾向になりまして、河川の取水が不安定になり、その後ダム貯水が急激に低下したことによって給水制限に入っております。給水制限に入った後は、先ほど申しましたとおり緊急対策措置とか、一定の降雨があつて河川の取水は一定にできていたというふうに聞いております。

それでは、渇水ではない年の本件慣行水利権の取水の状況はどうですか。

私が在籍してる期間中においても、年間を通して安定的に取水できたことはございません。少しでも晴天が続きますと、たちまち取水が低下をしまして、これは水運用の現場において非常に頭が痛い課題でございました。

石木ダムの建設後はどうなりますか。

不安定な水源に依存することなく、安定的な取水ができますので、渇水のリスクは大幅に改善されると思います。不安定水源につきましては、本来の非常時の予備水源として活用することができます。

今、本来の非常時の予備水源とおっしゃいましたが、それは何ですか。

これ、水道法の認可手引書によりますと、認可外水源については、事故とか災害の非常時の予備水源に使うこととされておりました。恒常的な利用は基本的には認められておりません。本市の場合は、水源に乏しいことから、これを恒常的に活用させていただいておりましたが、石木ダムの完成後においては、そういった水運用が改善できることに

なります。

甲B第34号証の2（生活用水原単位の各都市比較（原単位順））を示す

これは、最近になって、この訴訟で原告から提出された書証ですけれども、同規模都市比較、原単位順というふうに書いてありまして、全国の都市の原単位順に上から順に並べたもののようですが、見て何か分かりますか。

はい、分かります。

これを見ると、原単位という数値が書かれている都市のうちで、佐世保市は一番下のところの192というところに位置づけられておりますけれども、この位置づけに間違いはないですか。

はい、間違いございません。

甲B第35号証（佐世保市まちづくり市民アンケート調査報告書（抜粋））を示す

次に、甲B第35号証を示します。1ページ目を示します。これも、最近になって原告から提出された佐世保市まちづくり市民意識アンケート調査報告書というものです。この書証の20ページを示します。これを見ると、佐世保市における市民アンケートの調査結果が書かれているようではありますが、下から8行目に水の安定供給という項目がありますね。

はい、あります。

これを見ると、グラフの一番下の線、棒が35.5となっております。平成20年の調査結果のようですが分かりますか。

はい、分かります。

この平成20年の調査結果では、その上に出てくる平成22年、あるいは平成23年の調査結果と比較して数値が高くなっているようですが、何か原因について分かることはありますか。

平成20年につきましては、これは平成19年に給水制限をしておりますので、こういった高い数値を示してるというふう考えております。

その後、平成22年、23年と数値が下がっていくんですが、この原因につ

いて何か分かることはありますか。

これは、やはり給水制限のそういった市民の意識の薄れということがまず第一だと思っております。

原告ら代理人高橋

私のほうからは前提についてお聞きしたいと思いますが、現在石木ダムは4万立米の容積を持つてるということでよろしいですね。

はい。

これは、平成24年予測における平成36年度の水需要予測を前提に積み上げた数字であることは間違いないですね。

はい、間違いありません。

一方、計画上の保有水源は7万7,000m³/日と。パー日をこれから略させてもらいますけど、7万7,000立米ということにされてますね。

はい、そのとおりでございます。

先ほど、あなたは主尋問で、正確に言うと計画上の保有水源から不安定水源は除外してますとお答えになりましたね。

はい。

それは、逆に言うと現在は保有水源として評価されているという意味ですよ。

いや、違います。

じゃあ、何が正確じゃなかったんですか、さっきの主尋問は。

飽くまでも、今の計画の安定水源としてのそういった保有水源という表現でございましたので、通常今原告がおっしゃったその保有水源という意味合いではございません。

今現在、佐世保市の保有水源は、不安定水源を含めて10万5,000立米ということで間違いないですよ。

いえ、それ違います。

どう違うんですか。

7万7,000トンでございます。その2万8,500トンは不安定水源でございます。

不安定水源というのは、法律上の用語じゃないから私が聞いているのは、佐世保市における現行保有水源というのは、何立米というふうになってるんですか。

私も局を離れて長くなりますので、質問の意味がよく分かりません。平成36年までに現在の水需要が伸びるということが前提で石木ダムが必要になると、こういうことですよ。

はい、そのとおりです。

あなたがこの平成24年予測を立てた当時の平成23年か、22年か、その頃実績のとおりであれば、石木ダムは要らなかったですよ。

いや、そうは思いません。

何ですか。

基本的には、そういった実績をもとに今回の予測を設計指針でしっかりやっていますので、その結果がいわゆる4万トンの数値になっておりますので。

私の質問は、実績どおりであれば要らないですよ。

実績どおりであれば要らないという質問には答えられません。

平成19年度に給水制限をしていますよね。

はい。

何立米ぐらい足りなかったんですか、1日当たり。

19年は在籍してませんので、把握はしておりません。

いや、あなたは先ほど何かあると平成19年の渇水が、渇水がおっしゃってるじゃないですか。だから、その当時のこと、この平成24年予測をつくったときに、平成19年渇水は極めて重要なファクターだったんでしょう。

そういった数量については、私は把握をしておりません。

4万立米も足りなかったということはないですよ。

いや、それもお答えできません。

答えられないわけないから、答えたくないのね。

いえ、先ほど冒頭で虚偽の申請をしないと仰いましたので、私が確かなもの以外についてはお答えできません。

4万立米も足りなかったことないよね。簡単な答えですよ。4万立米も足りなかったってことはありませんよね。

いや、答えられません。

先ほど、あなたは最初に湧水がどうのこうのとおっしゃったけども、今私が質問で聞いたように、本来石木ダムというのは平成36年にこれだけ水需要が伸びるんだということを前提に必要とされてるものですよ。

はい、そのとおりでございます。

加えて、保有水源は7万7,000トンしかないということを前提にしてますよね。

はい。

あと、老朽化してるダム対策と言うけども、これもさっきの主尋問での趣旨は、石木ダムがあればダム対策はできるという意味ですよ、老朽化してるダム対策ができると。

はい、そのとおりでございます。

佐世保市は、老朽化してるダム対策のために石木ダムが必要だとは一言も今まで言ったことありませんよね。論理関係が、私が言ってるのは、老朽化ダム対策のために石木ダムが必要だとは言ってませんよね。

当然、私も冒頭に石木ダムの目的の中で、そういった側面もあると言ってますので、主体的な要素ではないというふうには理解してます。

だから、これから私たちは平成24年予測の正当性、それから保有水源が7

万7,000トンとしてるかどうか、正しいかどうかを議論していきますので、そのことを前提にお答えください。

・ ・ ・ ・ ・

原告ら代理人八木

乙A第15号証の2-4-2を示す

それでは、生活用水関連についてお伺いたします。まず、乙A第15号証2-4-2の佐世保市第9期拡張事業平成24年度再評価水需要予測資料、これの表紙部分、1ページと下に書かれてあるところを示します。これは、あなたが水道局在籍中につくられた資料ということによろしいですね。

はい、間違いありません。

それでは、その引き続きですけども、今のところからめくって行って、35ページというふうに書かれてあるところを示します。表題としては、1.4.1生活用水量というところですが、これはこの表は生活用水に関する佐世保市の原単位の実績値を書かれたものです。これで間違いありません。

はい。原本が正本であれば間違いありません。

この中で、1点指摘しておきますが、平成15年のところは原単位が204と書かれてありますけれども、これは正確には193の誤りということのようなんです、それは分かりますか。

分かりません。

では、この同じ書証の62ページというふうに書かれてある表を示します。これは、同じ水需要予測の資料の中の水需要予測総括表というふうに書かれてあるものですが、この中には生活用原単位、平成15年については193というふうに書かれています。そして、ほかの資料でも193という数値が出てきますので、平成15年の原単位は193という形で議論を進めていきたいと思っております。それでは、また戻りまして、先ほどの書証の36ページを示します。先ほどの原単位の推移というのを前提に、佐世保市の需要予

測としては、こちらです。平成17年、平成19年度に、再び渇水が発生。給水制限の影響から、回復していた原単位はまたしても激減する。今回も平成6年度同様、渇水前の状態には即時回復していない。その後は、現在の平成23年度まで緩やかな回復傾向を示している。このように分析されています。生活用水が、生活用水の需要予測において、原単位というものが大きな要素となるということをおっしゃいましたね。

.....

ということで、この原単位の推移というのが、平成23年において、平成23年までに緩やかな回復傾向を示しているというふうにおっしゃいました。そこで、今回出しました甲B第33号証を示します。

裁判長、緩やかな回復を示していることは、私は申し上げておりません。

渇水年に減少していたということは申し上げましたが。

では、前提として確認しますが、先ほど見ていただいた資料については、この水需要予測については、あなたが在籍中に作成されたものということで、あなたも確認しておられますよね。

詳細は確認はしてたかどうかというのは記憶にない部分もありますが、私の責任上は確認しているということになります。

その意味で聞いております。あなたの責任上、あなたの責任として作成されているということで間違いありませんよね。

はい。

甲B第33号証（生活用水原単位の推移）を示す

その上で、甲B第33号証を見ます。この甲B第33号証は、先ほど見ていただいた実績表を引用してグラフ化したものです。その中で、平成19年以降、平成23年にかけて、回復傾向を示しているというふうに分析をされました。そこで見てみますと、平成19年以降、平成20年は平成19年から比べて原単位がマイナス3、その後平成21年はプラス1、平成22年

は前年に比べてプラス1。そして、平成23年は前年に比べてマイナス1となっています。それをグラフ化すると、下の表のようになるわけですが、このようなプラス1、プラス1、マイナス1というこの事実をもって回復傾向にあるというふうに分析されているのは間違いじゃないんですか。

いや、間違いじゃないと思います。と申しますのは、多分渇水年のときに減少してるのがほとんどで、今おっしゃいましたマイナス要因というのはありましたが、基本的には渇水年を除けば、これは上昇傾向と、私が先ほど言った回復傾向というのは、このグラフは示してるというふうに考えております。

渇水年を除いて、グラフは上昇傾向を示しているとおっしゃいましたね。しかし、事実として、平成23年はマイナス1という事実になってます。あなたのおっしゃったことは、評価として間違いじゃないですか。

多分、23年のとき、よく覚えてませんが、渇水年がいつだったかというのは覚えてませんが、基本的ないわゆる原単位の傾向としましては、渇水年に落ち込んでるという実態がございまして、今原告から説明ありましたそのデータについては、例えば何らかの要因で落ち込んでた要因はあるかもしれませんが、傾向的には渇水年以外は上昇してたというふうに考えております。

乙A第15号証の2-4-2を示す

渇水年のときは減少して、そのほかは上昇したというようなことを今おっしゃいましたね。そのことは、乙A第15号証2-4-2、先ほど示しました水需要予測資料、これの36ページを再度示します。36ページの近年というところから始まる段落ですが、「近年、全国同規模都市の原単位が減少傾向の中、本市においては渇水（給水制限）時のみが減少しており、その他の期間は明らかに増加傾向を示している。」。あなたの先ほどの発言は、これをもとにされてますね。

それをもとにどうか、一般的な傾向として私は回復傾向と言ってますので、多分全てのデータについては、当面そういうふうになってないデータもあるかもしれませんが、傾向としては増加をしてるという回答でございます。

それは、渇水、給水制限時のみが激減して、そのほかは増加しているという趣旨ですか。

渇水時には低下をしてるという表現です。

乙B第33号証（佐世保市の渇水状況）及び甲B第33号証を示す

乙B第33号証は、佐世保市の渇水状況ということで①給水制限の実施まで至った渇水というのが記載されてます。その中で、渇水年、給水制限の実施を行った渇水として、平成6、7年、平成17、平成19が記載されてます。これが、あなたのおっしゃる渇水、給水制限が行われたときということですが、それを前提に再度甲B第33号証を示します。先ほど確認した給水制限が行われた渇水というのは、平成6年と平成7年。そして、平成17年、平成19年でしたね。よろしいですか。

.....。

では、そのほかは増加傾向を示しているというふうな分析でしたけども、平成10年、これは前年よりもマイナス1となっております。平成11年は、前年よりマイナス3となっております。そして、更に平成15は前年よりマイナス3。そして、平成20で前年よりマイナス3。そして、平成23年で前年よりマイナス1となっております。これは、先ほどあなたがおっしゃった、そして先ほどの需要予測の資料に書いてある渇水、給水制限時のみ減少し、そのほかは増加していると、この記載は今の事実からすると誤りじゃないですか。

先ほどの給水制限の年度は確認しましたが、いわゆる渇水の危機というのは、先ほどの資料ありましたよね、平成20年の。私が言ったのは、当然給水年度というのは原単位が落ちるんですが、それ以外にも

渇水の危機、いわゆる節水PRをしてる時期もございます。6、7、17、19以外にですね。それ以外にも、あとは落ち込んで、今原告がおっしゃった分については、いろんな気象条件とかでも落ち込む場合もありますので、そういった要因を分析しないとなかなかお答えできないというふうに考えております。

それであれば、今あなたがおっしゃったことが当てはまるとするならば、この平成24年度の水需要予測でもそういうことを書くべきであって、その中には一切そういうことが書かれてませんよね。

記載がないということは、多分言葉足らずなことがあったということは思ってますが。予測のほうとは余り関係ないというふうに思ってます。

ただ、水需要予測、この資料をもって事業認定を受けたり、学者に見解を求めたりされてるんじゃないですか。明らかに誤りのことが書かれてあるということですよ。

.....。

乙A第15号証の2-4-2を示す

じゃあ、次のお話を伺います。水需要予測の乙A第15号証の2-4-2、水需要予測資料、これの先ほど来から示してます36ページ。先ほどのところから段落下、全国のから始まる場所です。ここですね。「全国の原単位の減少は、節水機器の普及や社会情勢の変化が影響していると思われる。本市においてもこれは同様であると思われるが、その影響を受けた上で増加傾向にあるということは、節水どころでは無く、我慢をしており一般的な受忍限界を超えているため、増加傾向になっているものと思われる。」と、そのような分析をされたんです。では、この我慢をしており、一般的な受忍限界を超えているということについてですが、一般的な受忍限界を超えているというのは、どういう意味ですか。

基本的に、これだけ原単位が低い、そういった状況でありながら2年に1度、そういった渇水危機が来てますので、水道事業者としての責務を果たしてない、そういう裏返しもございます。一方では、私がいるときには市民の大半の方が加入されています石木ダム市民の会の方と私はよく接してましたが、そういった声も聞きましたので、そういった市民の体制としてはやはり我慢をしてると、そういった状況にあったというふうに理解をしております。

となると、その市民の会の声がすなわち需要予測を裏付ける、一般的な受忍限界を超えるということになるんでしょうか。

この記載の分と予測の分は全く関連してませんので、ただおっしゃるような文章の表現がどうかというのはお受けしますけども、予測の精度とか、内容については、今の御発言については影響ないというふうに考えております。

しかし、先ほどから確認してますように、この需要予測をもって事業認定とか、学者の意見を求めているわけですよ。そこに、そういう市民の会からの声をあたかも佐世保市全体の声というふうな形で書くのは不適切じゃないですか。

一番の原因は、冒頭に言いました、これだけ先ほども冒頭にあったように、全国最下位の原単位であるにもかかわらず、2年に1回渇水の危機に陥ってるというのは、これは飽くまでも本当に受忍を私は超えてると、水道法の責務をもう果たしてないことになりますから、そういったことの裏返しで、これはそういった表現にしているというふうに考えております。

2年に1度の渇水というのも、平成17、19の話だけですよね。

先ほどの、私も手元に資料がないので言えませんが、24予測のときには一定渇水の危機をリスト化して統計とったら、大体2年に1回は

そういった節水のPRも含めて渇水の危機に陥ってる、そういった状況があったと記憶をしております。

それは、あなたの御認識ということですね。

はい、そうです。

では、その一般的な受忍限界を超えているということについてもうちょっとお伺いしますけども、これを何か確認した事実というのはあるんですか。佐世保市民に対してということですが。

受忍限界というようなものの確認はございません。

じゃあ、ほかに何か確認をした資料があるんですか。

先ほどの市民意識アンケート調査、そのあたりのデータしかないというふうに考えております。

その市民意識アンケート調査は見た上で、この需要予測作成に当たったということでもよろしいですか。

だから、需要予測と、そういったアンケートについては、全く因果関係なくて、私は冒頭に言いましたように、渇水の影響は飽くまでも過去のデータをもとに重回帰で幅を設定して、時系列で細かい精度を出してますので、そういった部分でのこの表現と予測の関連は、私はないというふうに考えてます。

因果関係がないとおっしゃいましたが、先ほどの主尋問で我々が出した意識調査のアンケートを見ながら、不満度が高いみたいなことをおっしゃってましたよね。それは、この受忍限界の話をされてたんじゃないんですか。

先ほどの話については、市民意識アンケート調査の年次的ないわゆる変化を説明をただけでございます。

じゃあ、この受忍限界とは関係がないということですね。

受忍限界とは、直接は関係ありません。

じゃあ、この受忍限界というのは、特に裏付けとなるような調査を行ってな

いということによろしいですね。

はい。

乙B第27号証（平成24年度第2回佐世保市上下水道事業経営検討委員会水道施設整備事業再評価（第1回目））を示す

じゃあ、次の質問に移ります。これは、平成24年度第2回佐世保市上下水道事業経営検討委員会の資料として、水道施設整備事業再評価第1回目ということで作成された資料です。この資料は、あなたが在籍中作成されたものということによろしいですね。

原本に相違なければ間違いありません。

そして、この資料もあなたの責任において作成されているということによろしいですか。

はい。当然、これは局全体の部分、私の事業部以外、私は事業部の部長でしたので、経営管理部含めて作成してますので、全てではありませんが、私の責任の分も入ってると思います。

では、乙B第27号証の10ページを示します。この10ページでは、先ほども主尋問で出てきましたけれども、同規模都市アンケート結果というのが右下のほうに出ています。よろしいですね。

はい。

この同規模都市というのは、まずどういった基準でお選びになったんですか。

先ほど主尋問で申しましたとおり、佐世保市と給水人口が同規模の都市を選んでます。ただ、寒冷地の都市は除いてます。

甲B第34号証の1（生活用水原単位の各都市比較（給水人口順））を示す

この甲B第34号証の1は、先ほど見ていただいたアンケート結果に基づくという都市、14都市ありますけれども、その14都市の給水人口が一番多い群馬県の前橋市、それを一番上にして、掲載されてある14都市の一番下の給水人口、岸和田市、これを一番下に置きまして、その間に含まれる給水

人口がその間に入ってくる都市を23年の水道統計から抜き出したものです。分かりますね。

.....。

ですので、給水人口のところを見ていただくと、ずっと上から下に給水人口が減って行ってます。そのちょうど下から3分の1あたりに長崎県佐世保市というのがございます。これ、同規模都市というふうにおっしゃいましたが、給水人口において前橋市は33万7,000、岸和田市が19万8,000となっておりますが、同規模というのをどういう範囲でおとりになったんですか。

詳細は分かりませんが、基本的に特例市とか、中核市とか、そういった区分が、今は特例市はなくなりましたが、そういった特例市という分類なのかなって、これは私のほうは把握をしておりませんが、全ての自治体にこれは出してます。それで、回答があったとこと言いましたように、これが一応歯抜けになってるのは回答がなかった、若しくは給水人口の算定方法が違ったというふうに担当から聞いてますので、ですから同規模というのは何らかの都市の区分で出してるというふうに考えてます。詳細は把握してません。

今おっしゃられたように、把握されてないということですね。

ただ、特例市とか、都市の規模によって、当然水を使ういろんな用途が変わってきますので、そういった部分での都市の位置づけによっては選んでるというふうに思ってます。

では、伺いますが、そういうよく把握されてない状況で、この都市を選ばれてるようなんですけれども、人口において33万7,000から19万8,000というふうにあります。人口だけ見ても、佐世保市の人口が23万9,000とするならば、プラス10万の前橋市、マイナス5万程度の岸和田市、上下の取り方においてもばらつきがあるというふうに考えます。このような給水人口の取り方になったというのを、再度確認ですがあなたは把握されて

ないということによろしいですね。

いや、この資料は私も当時見てますので、把握はしております。

どういう基準で選んだかというのは把握されてないとおっしゃいましたね。

はい。ただ、このデータは先ほども示したとおり、佐世保市は最下位なんですよね。当然、このデータは基本的には予測値のいわゆる方向性を見る参考であって、もちろん予測の結果には関連するものではないと。ただ、相関的に見るような資料になってるといふふうに考えております。ですから、原告から質問の意図がよく分かりません。

あなたは関連がないというようなことを今おっしゃいましたが、主尋問のところで全国平均規模に佐世保市の生活用水単位が近づいていくのだと、そういう分析をなさってますよね、需要予測で。

それは、当然先ほど言った適正な予測手法で描いた予測値が、そういった方向を描いてますので、飽くまでもそれがありきで予測手法をそっちに持っていったという意図ではございません。

私、そういうこと聞いてませんよね。全国規模に近づくから、佐世保市の需要が伸びるといふような予測をしていると、そういう需要予測ですよ。その前提となる資料でしょ。

いや、全く違います。

でも、先ほど時間の関係がありますけども、先ほどの需要予測の36ページの記載を正確に読むならば、そういうようなことは書いてないということを申し上げときます。話戻りますけども、先ほどあなたはこの市町村に全て送ってるというふうにおっしゃいましたよね。その全てというのは、全市町村を意味するんですか、それともここに書かれている範囲の市町村を意味するんですか。

これに記載の市町村でございます。

回答がなかったところには、再回答の連絡なり、要求なりはしなかったんで

すか。

そこは確認をしておりませんが、回答がなかった都市の白抜きになつて
る都市の中には、当然給水原単位の取り方が全く統計的にうちと一
緒じゃなかったと、そういった例外都市は除いてますし、冒頭に言い
ました寒冷地も除いております。

そのようなことは、需要予測には示されてないし、先ほど見ていただいた経
営委員会、その資料にもそういうことは記載ありません。そして、再回答を
求めてないということは、回答が来たところだけで先ほどの経営委員会の資
料がつくられたということによろしいですか。

結果的にそうですから、それでいいと思います。

そうすると、この経営委員会の資料、経営委員会が検討する資料というのは、
回答が来たところだけの生活用水原単位をもとに話が進められていて、全国
のきちっとした正確な回答を求めてない、それが反映してない資料として経
営委員会の検討が進んでるということになりますよね。

質問の意味が分かりませんが、今おっしゃってるのは全国全てと
いうのは、全国同規模全てって質問ですか。

全国同規模全てで結構です。全国同規模全てでよいのですが、回答のあった
14都市だけをもとに経営委員会が検討する資料になってますよねというこ
とを確認してるんです。

回答があった都市になってますが、その回答があった都市の平均じゃ
なくて、都市名をずっと記述してますので、別に他意はないと思いま
すけど。

回答があった都市の平均というのを資料では書かれています。あなたは間違
ったことをおっしゃっています。私からは以上です。

原告ら代理人高橋

甲B第34号証の1を示す

まず、私どもは、この資料をもとにあなた方佐世保市の水道局は、佐世保市民は平均より少ないから我慢してるとか、平均より少ないから平均に上っていくんだという、そのそういう判断の評価判断の根拠にされたと思ったんですが、先ほどの回答は、そうではないとおっしゃったんですよね。これは、根拠としてるわけじゃありませんよと。

私が言ったのは、この水需要予測のその数値の根拠ではないと、そういうことです。

あなたがさっきおっしゃったのは、多分主尋問でおっしゃったと思うんですが、まず自分たちで重回帰とかなんとかの分析をして出した。そして、それは全国的な傾向とか見ても間違っていないよという、基本的なもんだと、こういうふうな理解でよろしいんですよ。

はい、そのとおりです。

そこで、私、お尋ねしていますので、その14都市をもととして、14都市の上が前橋、下が岸和田、これどういう基準で選んだかは、あなたには分からないとおっしゃったんですよね。

私も、もう5年以上たってますので、そのときは一定の職員から説明があったかもしれませんが、ただ佐世保市とある一定の都市の規模、都市の特性については、考えては選んでると思います。同規模ということが一番ですけど。

そもそも、この調査をしたのは、平成24年予測をする前ですか、後ですか。

調査の時期も、私は今記憶にありません。

誰が分かるんですか。

.....

その人に聞きたいから、我々は。本来、あなたはそれを答えるという前提で、今日、回答するためにあなたは呼ばれたんですよ。でも、今あなたは自分は知らないと言った。極めて重要な問題ですよ。我々は、佐世保市が自分た

ちの都合のいいものだけ選んだと判断をしています。あなたは違うとおっしゃる。だから私は聞いてます。誰なら分かるんですか。

私が在籍中にはしてると思うんですが、細かい話は・・・。
だから、どうしたら分かるんですか。どういう基準で選んだのか、回答はどこがあったのか、なかったのか、あったけども回答として採用しなかったのか、そもそも聞いていないのか。

私、当時のことは分かりますが、現状については今は私は都市整備にいますので、局のほうのことは・・・。
現状だったら誰だったら分かってるんですか。あなたの部下の名前を言ってください。これを担当した人は、さっきあなたはちらっと、その当時は聞いていたんだけど、調査した担当者に聞いていたんだけどとおっしゃったから、調査した担当者はいるんですよね。

当然いると思います。

お名前は。

分かりません。覚えてません。
分からんわけないでしょう。じゃあ、当時あなたのこの24年予測をするときに・・・。

裁判長、今の質問は何か予測に関係あるんですか。
ありますよね。だって、我々が・・・。

私自身は、都市整備部長で、今離れてますので、局のことを詳しく聞かれても現状は分かりませんし、当時のことは覚えてないということ
を今申し上げます。

じゃあ、どうやったら思い出すわけですか。当時の名簿とかあるんですか。

当時の名簿はあると思います。

そうすると、それはその中にこの担当者の名前が入ってるのは間違いないですね。

それは間違いないです。

そうすると、お戻りになっていろいろな人に聞くと分かりますか。

私が答えるべきなんですか。

はい。

よく分かりませんが。それは、もう昔の・・・。

今、傍聴席に当時の担当者が何人か来てますね。後ろ見ていいよ、確認して。

分かってます。

じゃあ、昼休みの間に調べてください。昼休み終わってから、もう一度お聞きします。

原告ら代理人毛利

ここからは、業務営業用水の需要予測についてお伺いします。まず、平成24年の予測ですけど、佐世保市の業務営業用水の需要予測は、大口、小口、新規というふうに分けていますね。

はい。

大口、小口という分類の意味、定義とかはあるんですか。

基本的には、1企業で大量に水を使ってるところは大口にしてたというふうに記憶をしております。

水の使用量が基準ということですかね、基本的には。

全てそうかは記憶してませんが。

何かほかにも要素があるんですか。

基本的には水の使用で分けてるというふう考えております。

具体的な規模の目安などはありますか。

私自身、目安があるかどうかは記憶をしております。

大口、小口に分けて需要予測をするメリットというのは何ですか。

今回の業務営業用水につきましては、当然水需要の特性と、それで分類しておると思いますので、それは基地関係と観光の要素が多い業務

で分類をしてたというふうに記憶してます。

平成24年予測は、大口、小口というのは、水の使用量ではなくて、特性で分けたということですか。今、何か基地として分けたことと、観光というようなお話があったと思うんですけど。

二つありまして、基本的な需要の分類というのは、当然今後の予測をしますので、予測の中で全くそうか、特性が違う業務は入れませんので、そういった分類と、先ほど言われた使用量の分類、両方あるというふうに思ってます。

平成24年予測の大口需要というのは、米軍と自衛隊だけですよね。

はい。

平成19年の需要予測では、大口需要は米軍と自衛隊とハウステンボスが入っていましたね。

はい。

使用量というのは分かりますけど、大口需要先の特性というのは、基地とハウステンボスは全然違うんじゃないですか。

前回の予測というのは、私も在籍をしてませんので詳細は分かりませんが、24年予測については特性で分けたということと、ハウステンボスは観光施設ですので、いわゆる小口の需要者との相関が高かったということでの分類ですので、冒頭に言いましたように、量の話と業種の相関、将来予測する上での、そういった分での分類だというふうに理解をしております。

証人も御存じだと思いますけど、平成19年予測の前は16年予測、その前は12年予測と需要予測がありましたけど、そのときも米軍、自衛隊のほかにハウステンボスも大口需要として分類されていなかったか。

分類はされていたと思いますが、分類の・・・。

じゃあ、いいです。されてましたね。じゃあ、平成24年予測のことにつ

いてもう一回話を戻しますけど、まず小口需要についてお伺いします。平成24年予測における小口需要の予測というのは、時系列傾向分析による推計ではないんですね。

・・・時系列分析でやっております。

時系列傾向分析でやってるんですか。平成24年予測の小口需要ですよ。

私ももう5年以上離れてるものですから、記憶が曖昧ですので、そこは答えかねます。

平成24年予測の小口需要が、どういう予測手法でやったか覚えてないっていうんですか。

観光客数との相関をとったということで記憶してますので、時系列傾向分析だったのかなというふうに、そういった判断でございます。

じゃあ、今の点に関係するので聞きますけど、証人はそもそも業務営業用水の将来推計に当たっては、どのような推計手法をとることが基本、あるいは原則というのは御存じですか。どういう手法があるのかというのは御存じですか。

いろいろ私が記憶してるのは統計の手法ですので、要因法とか、時系列法とか、過去最大値をとるとか、いろんな手法はあったかというふうに記憶してます。

乙A第15号証の2-4-2を示す

乙A第15号証の2-4-2の参考資料152ページを示します。業務営業用水の将来推計に当たってはというのが下から2行目にありますね。「時系列傾向分析、重回帰分析、要因別分析などの推計手法の中から適切な方法を選択組み合わせるものとする。」と、このように書いてますね。これを見て、ああ、そういうことだったなというのは分かりますか。

その文献の真偽まで分かりませんが・・・。

文献は、設計指針です。そちらが多分重要視されてるんじゃないでしょうか

ね。

その参考の分ですね。はい、分かりました。

これは、ちなみに被告側のほうから出てる資料ですよ。よろしいですか。

はい。

もちろん、文献を見るまでもなく、そういう手法があるというのは御存じないんですか。

何せ5年たってるものですから。そういった手法は、当然分かってますけど。

それで、話を戻しますけど、平成24年需要予測は、今言った中で要因別分析というのを使ったわけじゃないんですか。

すいません・・・。

すいませんというのは、何ですか。分からないということですか。

よく記憶にありません。

記憶にないってどういう意味ですか。記憶がある方を連れてきてもらわないと困るじゃないですか。分からないということですか。

・・・・・・。

主尋問では、何かぺらぺら、ぺらぺら答えてましたけど、分からないんですか。

・・・裁判長、虚偽の証言になるので、差し控えてるんですけども。私の理解の中では、観光客との相関があったデータということで理解してますので、時系列傾向であったというふうに頭の中では考えておりますが。

そう答えてもらえれば、それでいいわけです、別に。何か、私が責めて、シーンとされても話が進まないの、そういうふうに答えてくだされば結構です。あなたの認識では、観光客との相関を使った時系列傾向分析だというふうに認識していると、そういうことですね。

はい。

乙A第15号証の2-4-2を示す

それで、乙A第15号証の2-4-2の佐世保市の水需要予測資料の47ページを示します。小口ってありますね。その4行目ですけど「渇水と経済不況の影響が強く出ており、時系列分析はこれを含むため適切でない。よって、要因別分析として回帰式にて予測する。要因は過去実績と相関が高い「観光客数」を採用する。」と書いてありますね。

はい。

これって、佐世保市の平成24年水需要予測の記載ですよ。これを見たら、記憶がよみがえりますか。時系列分析は適切ではないから、要因別分析として予測しますと書いてますね。

はい。

それで、平成24年の需要予測で、業務営業用水の小口はどういうふうな手法をしたんですか。

先ほどの回答を訂正しますが、要因別分析法でございます。

それで、時系列傾向分析を採用しなかったのは、何でだったかって今書いてましたけど、何でだか記憶はよみがえりましたか。

その今の指針の中では、渇水という言葉がありましたので、その分なのかなというふうに思っております。

今、それはここに書いてあったからそうだとということで、御自身としてはもう記憶はそこは定かじゃないということですか。

そのとおりでございます。

よく分からないということですか。

はい。

じゃあ、仮にこれ時系列分析でやったら、渇水や経済不況の影響が出るとどうなったというふうに思いますか。それも分からないですか、もう今となっ

ては。

それは分かりません。

時系列分析であれば、多分ずっと一直線に需要が下がると、そういう予測になったはずじゃないですか。

それも分かりません。

じゃあ、平成24年予測は観光客数という要因を用いた要因別分析であったということですね。

はい。

どうして観光客数という要因に着目したんですか。

本市の業務営業用水というのは、当然佐世保も観光都市として今業態が非常に増えてますので、いわゆる業種の割合の高さという分で採用してたというふうに記憶しております。

佐世保市は観光都市で、観光との関連が高いと、そういうことですか。

はい。

佐世保市が観光都市というのは、最近そうだったんですか、それとも結構前からそうなんですか。

どの程度前かというのは記憶が定かじゃありませんが、当然私自身がいつからかっていうのはなかなか言えませんが、ハウステンボスができる平成4年であるとか、あそこのパールシーができる平成7年。平成に入ってから、そういった観光都市として総合計画にも掲載しましたので、いつからかということは明確に答えられません。

確かに、そういう観光都市というのは評価みたいな話だから、いつからかっていうのではないでしょうけど、今の話だと平成4年とか、平成に入った割と早い段階以降は、少なくとも観光都市だと、そういう認識だということではないですか。

観光都市の定義というのがよく分かりませんが。

定義じゃなくて、観光都市と佐世保市をおっしゃってるのは、平成の早い段階、少なくとも平成24年予測の20年程度前からそうだというふうな証人の認識ですか。

だから、観光都市の定義を言ってもらっていいですか。

いや、いや、いや、観光都市の定義、私がもちろん聞きたいぐらいだよ。

裁判長、漠然とした質問なので、いつからですか、観光都市はっていうふうにはなかなか答えにくいです。

先ほど、じゃああなたがハウステンボスとか、パールシーとおっしゃったんですかね、そういうのができた平成4年ぐらいから観光に力を入れてるような佐世保市の総合計画だと、こういう御趣旨をおっしゃったんですか。

総計の中身というのは、まだその当時の分は記憶してませんが、当然そういった観光施設が立地してましたので、観光に力を入れてる時期だというふうに認識してます。

乙B第27号証を示す

乙B第27号証の後ろから7枚目、業務営業用水（小口需要）の予測についてというところを示します。まず、最初の佐世保市の特性というところがありますね。

この資料は何でしょうか。

この資料は、あれじゃないですか、表紙を見せますけど、乙B第27号証の1枚目を示します。平成24年度佐世保市上下水道事業経営検討委員会に出された資料です。

はい、分かりました。

佐世保市のほうがつくってるんじゃないですか。よろしいですか。

はい。

じゃあ、その前提で聞きますよ。もう一回、さっきの後ろから7枚目に戻りますが、佐世保市の特性という項目に、佐世保市は日本最西端に位置する地

方都市であり、観光都市というまず言葉が出てきますね。

はい。

それから、その下の小口需要と観光の関係という次の項目を示します。ここに、「業務営業用水の小口需要については、本市の観光都市としての性格が強く現れる。これは業務営業用水の水量（米軍・自衛隊を除く）のうち、ハウステンボスや旅館・ホテル業を始めとした観光関連企業が占める割合が大きいためである。」とありますね。

はい。

そして、更にその下、この円グラフの下ですよ。「観光関連企業が全体の半分を占めて」いるというような記載もありますね。

はい。

佐世保市の業務営業用水というのは、観光関連企業が全体の半分を占めてると、そういうようなことですかね。

うちのほうの資料ですので、記載のとおりだと思います。

しかも、それは最近この数年、急に観光関連企業が増えたというのではなくて、それが20年か分かりませんが、少なくとも10年、20年の単位では観光関連企業が多くを占めてると、そういう認識でよろしいですか、証人は。

24年時点の今の資料で答えていいんですよ。

もちろんですよ。

その記載がありますので、そのとおりだと思います。

ちなみに、この文書というのは、証人はこれは何のためにつくった文書とか分かりますか。

これは、経営管理上の資料だと思ってますので、水道局全体のいわゆる経営方針だと思ってます。

議会とかに説明するような、そういう類の資料ですかね。

はい、そのように記憶しています。

議会ないし厚生労働省とか、そういうことでしょうかね。

国に対しては分かりませんが、内部的な経営方針プラス議会にも示したことはあったかなと思ってます。

今の文書を見ると、証人もさっきからおっしゃってますけど、佐世保市が観光に力を入れてる観光都市で、業務営業用水の小口需要というのは観光客数に最も大きく影響を受けるというようなことが大前提のように書かれてると思うんですけど、証人もそういう認識でよろしいですか。

何が影響を受けるんですか。

業務営業用水の小口需要が、観光客数に大きく影響を受けるというようなふうに書かれてると思うんですけど、そういう認識で証人もよろしいですか。

はい、結構です。

そうすると、平成24年予測で観光客数を要因に用いた要因別分析であるというのは、ある意味、それを見れば当然みたいな感じがしますが、それはすんなりそういうような推計手法が採用されたんですか。

当時の水の推計においては、適正な推計手法を何パターンか選定をしてるというふうに思ってます。当然、その中で相関が高い部分に着目する点と、それが示す最終的な予測値、これが妥当かどうか、その両方で多分決めてるのかなというふうに思ってますので、私自身、詳細については当時の手法については明確には覚えておりません。

何パターンか推計したんですか、このときも、平成24年度予測のときも。

そこも記憶にありません。

先ほど、何パターンかしたっておっしゃった。それは、推測で言ってるんですか。

いや、それは通常の前測値を出すときには、当然手法的には統計的な手法は何パターンかありますので、その中で選定をしてやっていくパ

ターンと、比較をするパターンと置いて、もうこの手法しかないって決めれば、1パターンの場合もあるのかなと思いますので、何パターンかやったかどうかは記憶にありません。

今おっしゃっているのは、証人の推測でそういう話をしてるんですか、一般的に数パターンやる場合もあれば、1パターンの場合もあるという一般論をおっしゃったんですか。

そうです。私自身も、ある意味技術職でございますので、いろんな推計手法をするときには、そういった手法をとってますので、一般論として答えております。

その当時の担当者じゃないと、そのあたりは詳しく分らんと、そういうことですか。

.....

そんな頑張るようなところじゃないですよ、別に。当時の担当者じゃないと分からないんですかと聞いただけですよ。

・・・正直に言いますれば、私自身はさっき言ったように少し時間がたってますので、私よりも詳しいのかなとは思いますが。

当時分かってたけど、もう今は記憶が薄れちゃって、ないということですか。

そういった部分も多分にあります。

そうすると、当時の分かる方に聞かないと、そういうようになると余り意味ないですね、あなたに聞いても。分かる範囲で教えてくださいね。平成24年予測が、結論的な需要予測の書き方を見ると、観光客数との相関が高いから、要因別分析を採用してそうしましたとなっていますよね。

はい。

佐世保市は、業務営業用水の小口需要の予測が平成24年予測の以前から観光客数との相関による方法で行っていましたか。

以前のことは承知しておりません。

今のは、知らないという意味で答えたんですか。自分が個人的に知らないということですか。あなたは平成24年予測のときに、その直前の予測の方法を知らないんですか。

当時は、そういった知識があったかもしれませんが、今は分かりません。

証人、前提として、ここに出てくる前にいろいろこちらの書面とか、証拠とか見られたんじゃないんですか。どんな主張してるんだとか、あるいは反対尋問はこんなこと聞かれるんじゃないかとか、何かいろいろ資料見たりされてないんですか。

ある程度は目を通しております。

直前の平成19年予測がどんな手法でやったか記憶にないんですか。

今回、私は24の再評価で来ておりますので、その19との関連を言ってください。24の設計の予測と何か関連があるんでしょうか。

当然関連ってあるでしょう。その直近の5年前の予測と、予測需要が変わった合理性とかを当然確認したいわけだから。当然関係あるに決まってるじゃない、そんなの。

・・・それは分かりません。

甲B第3号証（佐世保市平成19年度水需要予測結果）を示す

証人が分からないということで、平成19年予測を示します。甲B第3号証、平成19年予測の27ページを示します。これ、平成19年予測なんですけど、平成19年予測は「トレンド式による推定を行なったが、いずれも妥当な推定式は得られなかった。過去20ヶ年の実績の内、2番目に大きい値16,200 m³/日を目標年度に設定し、途中年度は実績値と直線的に補完することにより設定する。」と、こういう予測手法をとってませんでしたか。これ、見たら記憶よみがえるんじゃないですか。

.....

見ても分からないですか。

・・・そういった予測をしたのかなってぐらいしか分かりません。

証人、どういう立場で今日は来てるんですかね。佐世保市の水需要予測の妥当性を審議する証人ですよ。佐世保市さんから多分代表で送られてきたと思うんですけど、その直前の平成19年予測を知らないんですか。

・・・・・・。

平成19年予測は、とにかく観光客との相関という分析じゃなかったですね。

・・・時系列傾向ではなかったっていう。

返事してもらっていいですか。

質問の意味がよく分からない。

質問の意味が分からないって、どういうことですか。

相関がなかったっていうのは、いわゆる・・・。

違う、違う。平成19年予測は、観光客数との要因別分析ではやってないですよと質問したんです。

はい、そのとおりです。

観光客数との相関に着目した需要予測というのは、平成24年予測が初めてですか。

過去の推計方法は、私も覚えてませんので、分かりません。

あなた、知らないんですか。当時としても、そういうの知らないんですか。

・・・・・・。

平成24年予測が初めてでしょう。

いや・・・。

じゃあ、後で確認してくださいよ。分からないんですか。

分かりません。

あなたに分からないこと聞いてもしょうがないんですけど、平成24年予測は、もう観光客数との相関の要因別分析でやったと。ただ、その際も何パタ

ーンやった結果そうなったかは分からんと、こういうことですか。

はい、今現在は分かりません。

そうすると、これも当然分からんのんでしょうね。平成24年予測以前の予測で、観光客数との相関を調べたりしたことがあったか、ないかというのも、全然あなたとしては分かりませんか、そうすると。

もう一度質問をお願いします。

平成24年予測以前の予測で、観光客数との相関に基づく推計というのは、やったことがあるか、ないかということすら分からないということになりますかねという質問です。

はい、分かりません。

予測が出来上がったのを何か最後確認するだけのようなお立場なんですか、部長さんというのは。

私自身は、基本的には予測の手法、相関の係数とかは全体の会議では確認をするということはやってますし、最終的には先ほど言った予測の手法の選択の方法、それは相関が入ってきますが、それと予測手法の選択の部分、最終的に予測値が妥当な数値かどうかというのは確認した上で、自分としては、その分はしっかり確認をしたつもりでございます。

当時のこと、当時という限定でいいんですけど、平成24年予測をした当時、水道局の部長さんでいらっしゃいましたよね。

24年ですか。

24年予測をした当時、水道局の部長さんでしたよね。

はい。

そのときは、部下の担当の方から、ちなみに平成19年予測はこうでした、16年予測はこうなんですよとかいうのを当然比較で見せられたりはしたんじゃないですか。今覚えてるかどうかはともかくですよ。

当然、そういった協議をした上で適正な手法を選んでますので、そういったことはしてたというふうには思いますが、記憶はありません。今、ここではもう記憶がないから答えられないということですか。

はい。

平成24年予測で、小口需要の予測が観光客数との相関に着目する要因別分析に変わったのは、私が見る限り、この予測手法は初めてだと思うんですけど、あなたはそれは分からないということですね。初めてかどうか分からないということですね。

はい。

じゃあ、それはともかく、この平成24年予測からハウステンボスというのを小口需要に移しましたね。

はい。

それは、分かりますよね。

はい。

ハウステンボスを大口需要から小口需要に移したのは、理由は何か分かりますか。

先ほど言いましたように、業務営業用水というのは、当然指針の中でもその特性に応じて予測をなさいという指針の定義がありますので、ハウステンボスは観光の施設ですので、そういった業種として入れてたかというふうに思ってます。

平成19年までは、使用量で分類してて、24年からは使用量ではなく業種に着目するようになったと、そういうことですか。

予測上は、そういうふうになってます。

そんなこと何か佐世保市が出してる資料に書いてますか。

冒頭の陳述で言いましたように、基本的にはいわゆる設計指針でありますように、総合計画との整合性というのがございます。そういった

分で、ハウステンボスの位置づけとして24年以前のときには特別な存在であったということですが、24年当時は佐世保市の観光施設の一つという位置づけでありましたので、そういった総合計画との整合性もとっていたというふうに記憶をしております。

ハウステンボスが、その以前は観光施設の中心だったけど、24年予測時点では中心ではなくなったという今お話をされたんですか。

総合計画上の話をしてます。

総合計画上では、中心という位置づけを失ったと、そういうことですか。

はい、そのとおりです。

それは何でですか。

私も総合計画の担当じゃありませんが、もともとはハウステンボス自体はリゾート施設、長期滞在型リゾート施設ということで、最終的に400万とか、そういった観光規模の施設でございました。ただ、あそこも経営再建になって、今はハウステンボスと先ほど言いました十九島のパールシーリゾート、そういった市内の観光と連携した施設になってますので、そういった意味合いで佐世保市の観光施設の一つと、そういった位置づけが総計上あったというふうに記憶をしております。

それで、ハウステンボスを移したということですか。小口に移した、今の理由なんですか。それ、本当ですか。そんなのどこかに書いてますか、資料に。

資料に書いてたか分かりませんが、設計指針上の方針として、そういった整理をしています。

ということは、ハウステンボス自体は、今物すごい人気の施設で、全国で今は3番目のテーマパークということ知ってますか。知りませんかね。

いや、いや、知ってます。

知ってますよね、佐世保市の部長さんですもんね。ハウステンボスといえば、

もう全国誰でも知ってるような施設ですよ。

はい。

年々、今入場者数増加してて、昨年度は過去最高の310万人入場したそうなんですけど、そのあたりも御存じですか。

はい、知ってます。

ハウステンボスは、そうやって大きくなっていくけど、観光の中心という位置づけを失ったわけですか。

いや、そういった意味じゃなくて、もともとはハウステンボスというのは、いわゆる長期滞在型リゾートでしたので、あそこの中で全て観光客の方が遊んで帰っていたという施設です。今回、再建後は佐世保市内の観光施設と連携してます。あの客は、佐世保市内に回遊してますので、そういった意味で佐世保市内と一体的な観光施設になったと。直近の観光客数は、多分600万を超えてますので、佐世保市は。そういった部分で、観光客、市内の観光施設が一体的なそういった施設になったと。それが、総合計画上の整理ですので、それに合わせて小口需要も整理したということでございます。

ハウステンボスが300万とすれば、佐世保市の観光の半分ぐらい占めてるということですかね。

はい。

あなたが御存じかどうか知りませんが、被告の主張の書面では、ハウステンボスの入場者の目標値も設定されたというようなことも何か分類変更の理由にも入ってるようなんですけど、そういうことはありますか。それは知らないんですかね。

予測値の中に入ってたかどうかは、記憶にありません。

ただ、そういうことも理由にあるんですか、ないんですか。分かりませんか、それは。

観光客数っていう分類じゃなくて、さっき言いましたように、ハウステンボスの観光施設としての佐世保市内の観光の中での位置づけだと思うんですよね。そういった分での分類だと思います。

いずれにしても、ハウステンボスは平成19年予測までは大口だったけど、平成24年予測は小口に移したということですよ。

はい。

その市内600万の観光客の半分も占めるようなハウステンボスが小口需要に入れば、それは観光との関連というのが高まるのは、それは誰が見ても分かりますよね。

入れればじゃなくて、もともとハウステンボス、何度も言いますが・
・。

もともとは大口ですよ。

だから、もともとは佐世保市内の観光施設と分離した、あそこの中だけで観光客の方が回遊するような施設でした。最近といたしますか、予測当時はハウステンボスも市内の観光施設と連携してますのでハウステンボスの観光客の方も佐世保市内のほうに回遊すると、そういった観光客の連携があるんですよ。だから・・・。

乙A第15号証の2-4-2を示す

もういいです。結構です。質問がかみ合ってませんので。乙A第15号証2-4-2の参考資料157ページを示します。業務営業用水を要因別で分析するに当たって、どんな要因があるとかいうことをあなたは御存じですか。

幾つかは知ってます。

ここに昼間人口、老年人口、市民所得、年間商品販売額、従業員数、業態別の従業員数、学校生徒数、売場面積、病院の病床数など、たくさん列挙されてますね。この中に観光客数というのも確かに一つありますね。

はい。

観光客数というのは、多くの説明要因の一つにすぎないですよ。

項目から見ればですね。

観光客数以外に、何か業務営業用水の推計に当たって相関を調べたものがありますか。

平成24年予測の中でということですか。

はい、はい、24年予測の中です。

その分、記憶ははっきり覚えてません。

担当者に聞かんと分からんということですね。

私は分かりません。

それで、観光客数との相関関係が認められたと言うけど、どんなぐらいの相関関係があったということですか。

相関の係数までは覚えておりません。

何か資料によると0.68となっておりますけど、それでよろしいですか。

どの資料か確認できませんので。

水需要予測の資料ですよ。

うちの資料が真であれば、それですよ。

相関があると言いますが、過去9年間で平成24年予測では対象期間として相関を調べたということになってますが、その記憶は大丈夫ですか、ありますか。

もう一回お願いします。

平成24年予測をするに当たって、平成15年から23年までの9年間で対象期間として相関を調べたというふうに書いてますが、そういう記憶はありますか。

平成25年から何年ですか。

15年から23年を対象に調べたというふうになってますが、そういう記憶でよろしいですか。

そうですね。記憶は明確にありませんが、記載のとおりだと思います。その過去9年間を見ると、4年間は前の年より観光客数が増えたのに、小口需要の実績は減っているという年があるのは御存じですか。

明確には覚えてません。

乙A第15号証の2-4-2を示す

乙A第15号証2-4-2の参考資料の後の平成24年水需要予測資料50ページを示します。これは、佐世保市の水需要予測資料ですね。この黄色で塗った平成16年、17年、観光客数は増えてますよね、16年から17年に。

はい。

それで、小口需要は減ってますよね。

はい。

それから、21年から22年、観光客数は増えてますよね。

はい。

小口需要は減ってますよね。

はい。

それから、同じところの平成17年と22年の欄を見てください。平成17年、観光客数358万8,845人、平成22年、358万5,700人、3,000人ぐらいしか変わらないですよ、観光客数。

はい。

同じ欄の小口需要を見てください。平成17年は1万6,197立方メートル、平成22年は1万4,883、日量1,300立方メートルも違いますね、約ですけどね。

はい。

更に、平成20年、予測後のことではありますけど、平成25年と26年も観光客数は増えたけど、小口需要の実績は減っているんですけど、それ知っ

てませんか、知らないですか、それは。

それは知りません。

事実としてそうなんですけどね。そうすると、僅か今のは置いといても、この9年間の間でも、観光客数が増えたのに小口需要は減るというようなことがあって、相関で大してないんじゃないですか。

大してないという曖昧なことは分かりません。

別に個別にあったって、それは関係ないという御趣旨ですか。

何が大したことないのかって、その相関係数が低いつておっしゃってるのか、そのあたりの質問の意味が分かりません。

業務営業用水は、学校、病院、事務所やスーパー、飲食店などで使用する水なので、市民の日常の給水とも関連が高いですよ。

はい、関係ないとは言えません。

端的に言えば、給水人口のほうが観光客数より業務営業用水との相関関係というのは高いんじゃないですか。

・・・給水人口よりも観光客の要因は相関はあると思ったんですけど。それは、今のは何か根拠に基づいておっしゃってるんですか。

根拠はありません。

原告ら第8準備書面を示す

原告ら第8準備書面の29ページのグラフを示します。これは、給水人口と業務営業用水の小口需要との相関を今回問題となってる9年間について比較したものですけど、減少傾向はすごい近いと思いませんか。

この資料は何ですか。

給水人口が左の目盛りで・・・。

この資料のものは、何なんですか。

もとは、佐世保市さんが出してる資料に決まってるじゃないですか。それを単にグラフに落とすただけですね。このグラフをつくったのは私ですよ。私

というか、原告らですよ。

そのあたりは、私は分かりません。

数値は正しいという仮に前提で結構ですよ、そしたら。

これが、真の資料であれば。今何とおっしゃいましたかね。

減少傾向は、傾向は相関があるようにあなたは思いますか、思いませんか。

なかなか難しいと思います。

これで難しいと評価するわけですか。

相関はあるのかどうか。基本的にはあると思いますが、一部上がってるところもありますので。

だけど、それだったら先ほど2回上がってるところあったけど、あなたは相関はあるとおっしゃってませんでしたか。

だから、相関の係数とか、いろんな分を見ないと。それと、あとこの数字自体がどういった要因で上がってるのか、下がってるのかという要因も要るかなと思います。

それから、原告ら第8準備書面の31ページを示しますが、このグラフを言ってます。これは、黒い実線が小口の実績値、赤の点線が佐世保市さんの予測値、黒の点線が給水人口を用いた多変量回帰分析の数値ですが、その黒い実線と点線のほうがきれいにグラフ的に一致してると思いませんか。

これ、グラフの意味がまだ理解してません、私自身が。

業務営業用水というのは、そういう市民生活に密接な水だから、人口が減れば給水人口も減って使用量が減ると、こういうのが当たり前だと私たちは思うんですけど、それについてどう思いますか。

そういった考えもあると思います。ただ、観光と相関は高いと思っています。

じゃあ、そうすると逆に言うと、人口はどんどん減っても、観光客数が増えれば業務営業用水の小口需要は右肩上がりで伸びると、そういうふうに思っ

てるといことですか。

そこまでは分かりません。

あと、業務営業用水、大口需要だけ、ちょっとだけ聞きます。平成24年予測で大口需要が米軍と自衛隊だけですけど、それ過去最大値を採用してますよね。

はい。

その根拠は何ですか。

防衛省に照会した資料です。

乙A第15号証の2-4-2を示す

乙A第15号証2-4-2、参考資料74ページを示します。これ、主尋問でも出ましたね。

はい。

これ、別に何か具体的数値とか書いてますか。これは、過去最大を採用した、ということなんですか。

重要性の項目がありますので、当然そういった文書の分と、当然こういった防衛の情報というのは具体的な数値は示されませんので、過去の最大に備えと。これは、飽くまでも渇水のリスクの予測でございますので、そういった予測をしております。

ただ、平成19年予測は自衛隊については過去2番目の数値を採用してるといのは御存じないですか。

少し記憶にあります。

そのとき、何で過去最大値にしなかったんですか。

そのときは、そのときの予測の手法がありますので、何らかの理由があったのかなと思いますが、私自身は分かりません。

それから、米軍については、あなたはデータが示されんって言うけど、時系列傾向分析で平成19年予測はしてませんか。

記憶にないです。

記憶にないというか、見せてもどうせ分からないんですよ、関わってないからということですよ。

はい。

別に過去最大を採用するって、何かそれは採用したいから採用するだけなんじゃないですか。何か平成19年と自衛隊、米軍の重要性が上がったんですかね。そのときは重要じゃなかったけど。

今の基地関係の話をするとう長くなりますが、当然そういった重要性が高まるってこの文書の裏付けは、実態としては佐世保市内の米軍、自衛隊の今の業務配置で分かることですので、過去最大値を採用したこと自体は間違っってなかったというふうに思っています。

じゃあ、次、工場用水に行きます。もう業務営業用水は終わりました。頭を切り替えて、工場用水。工場用水の大口需要の予測について聞きます。大口需要というのは、SSKの水需要とイコールと、これは理解していいですね。

はい。

乙A第15号証の2-4-2を示す

乙A第15号証の2-4-2、水需要予測資料の56ページを示します。ここにまず平成23年、実績値が1日当たり1,166立方メートル、大丈夫ですね。

はい。

平成24年予測での目標年度の予測値は5,691というのがされてますね。

はい。

これは、要するに平成23年実績の4.88倍になると、ここは単純計算の話ですけど、それはそれでよろしいですかね。

はい。

その予測というのは、この黄色のマーカーをつけたように、目標年度の平成

36年度に初めてなるというのではなくて、この予測時点の3年後の平成27年度、もう今からすれば過去ですよ。平成27年度以降、ずっとこういうふうに5,691という需要量を想定してると、こういう予測ですよ。

この資料は、市の再評価の資料ですか。

そうです、そうです。

はい。じゃあ、これが原本であれば、そのとおりです。

このうち、また黄色いマーカーで修繕船の水需要というのが4,412というのが必要になると算定してると、こういうことですね。

はい。

そのページの右のところを見てください。右の黄色マーカーのところ。この需要予測において、「SSKでは経営方針変更に伴い、修繕船の売上高を約2倍見込んである。」というふうに書かれています。つまり、修繕船事業の売上高が2倍になるから需要が4,412立方メートル1日当たり増加すると、こういうふうに書かれていますね。

記載は書いてありますが・・・。

まず、記載は書いてますね。

記載の事実は認めます。

ただ、このSSKの修繕船事業の売上高が2倍になるというのは、全くの虚偽ですよ。つまり、それは事実ですか、事実じゃありませんか。

それは、事実じゃありません。

何でうそを書いたんですか。

正確には、事業比率という意味合いだと思ってるんですが、うそを書いたというよりも、これは私自身が総括してましたので、私の責任もありますが、やはり言葉足らずだと思います。本来は、事業比率という表現です。要するに・・・。

事業比率と売上高、全然違うじゃないですか。

予測自体は、それでやってませんので、予測には影響ないと思ってます。

いや、いや、だから何で虚偽を書いたのかというのは何ですか、書き間違っただと言いたいんですか。あえて書いたんでしょ、こういうふうに。

あえては書いてません。

誰が書いたんですか、担当者ですか。

それは、担当ちゅうても、局の全体の資料ですので、局としての記載だというふうに理解しております。

ただ、この需要予測資料というのは、佐世保市の上下水道事業経営検討委員会の中でもずっと出され続けてて、売上高が2倍になる、だから水需要が5倍にはね上がるというようなことをずっとそれ自体は資料を訂正しませんでしたよね。

何の資料ですか。

需要予測資料のことです。何の資料って、需要予測資料の話をしてますよ。

再評価の資料のほうですね。

いや、いや、市の上下水道事業経営検討委員会の中でも、この資料自体は訂正はされてませんよね。

そのまま記載してあれば、訂正してないと思います。そこも記憶ありませんので。

佐世保市が、初めてこの需要予測が間違ってるということを明らかにしたのは、まさにこの本件事業が認定された平成25年9月6日、この事業認定がされた日と同じ日ですけどね、くしくも。その平成25年9月6日の佐世保市議会の企業経済委員会、この中で初めて誤りを認めたんじゃないですか。分かりませんか、それは。

何年何月何日ですか。

平成25年9月6日。

私は、もう都市整備のほうに異動してますので。
異動したから分からないですか。

そういった情報は聞いておりません。
議事録を示してもいいんですけど、時間がないので。もうあなたはそのとき
かわってたわけね。

はい。
修繕船事業の売上高2倍というのは間違っていて、実際にはSSKが、あなたもさっきおっしゃったけど修繕船事業の比率を今後2倍にしていくという
経営方針を示したと、それにすぎないということですよ。

経営方針の中では、2倍というのがあったかどうかは記憶にありませんが、先ほど言いましたように、ドックのうち複数のドックで同時使用する
というような、そういった意向はあったと記憶しています。
いえ、いえ、ちょっと待ってください。SSKの経営方針の変更に伴って、
そもそも需要予測を立てたんですよ。

そうです。
まず、順番に聞いてますよ。その経営方針というのは、向こう3か年の経営
方針というものですけど、それは御存じですよ。

向こう3か年までは記憶してませんが、経営方針の内容の変更は承知
しております。
向こう3か年まで覚えてないんですか。向こう3か年の経営方針という、そ
れも分からないですか。

はっきりは覚えてません。
そのタイトルが分からないという意味ですか。

はい。
甲B第6号証（向こう3ヶ年の経営方針（事業再構築）について）を示す
これは、経営方針の変更ですよ。それは当然分かりますよ。

はい。

この中で、SSKが修繕船事業の増強を発表したと、こういうことですかね。

はい。

それで、あなたはさっき事業比率が2倍か分かんと言ったけど、甲B第6号証の8ページを示します。向こう3か年の経営方針、この事業ポートフォリオの変革というところですけど、これで2011年度は13パーセント、修繕船事業がですね。これは、2014年度イメージとして25パーセントにすると。これを約2倍にしていこうということを佐世保市さんは再三これを持ち出してたんじゃないですか。そういう記憶はよみがえりませんか。

この資料の原本を見せてもらえますか。

資料の原本は、SSKの向こう3か年の経営方針という、プレスにも配ってるし、ホームページにも今でも載ってるものですよ。

このグラフのこれは・・・。

このグラフは、今初めて見た・・・。

いや、いや、いや、覚えてます。覚えてますが、このパーセンテージのこのイメージは覚えてますが、この・・・。

円グラフを見たかどうかはともかく、13パーセントから25パーセントという、これの事業比率が2倍になるということですよ。

・・・はい、事業比率はそうです。

ただ、このSSKの経営方針の変更というのは、どういったものかということとは理解されてますか。つまり、修繕船事業を強化するというのは、主力事業である新造船事業というのが採算が悪化して、全体の売上げが減少して経営環境が厳しくなったと。だから、新造船事業の採算改善による生き残りをかけて、新造船事業の規模を縮小するんだと、大幅にとという経営再建策ですよ。それは、理解されてますよね。

それは、理解してます。

つまり、新造船事業を減らす結果として、修繕船事業の比率が高まると、こういうようなものなんですけど、そういう理解はまずされてますか。

一番最初におっしゃった新造船から修繕船のほうにシフトするというような方向性は理解してます。

シフトするのは、だから新造船が減るから、ほかの事業が必然的に割合が上がる、その結果修繕船事業の比率が高まるんだと、こういう構造だというのは当然理解されてますよね。

私の理解の中では、そういった面もありますし、当然新造船自体がやはり国際競争力にかなわないという話で、縮小するというのは聞いているところですが、修繕船のほうも強化するというようなニュアンスもあったかと記憶してます。

強化するというのは、じゃあやっぱりさっき間違えてたけど、売上高2倍とか、そういうものもやっぱり目指すという意味ですか。そこまではないということですか。

売上高って今おっしゃってますが、水需要予測については、当然ドックの使われ方ですので、水使用ですから。だから、余り関連してないんで、表記はそのようにしてますけども、予測のほうとの関連が私はよく分かりません、今の原告の質問。

じゃあ、売上高ベースでいうと、修繕船事業というのは、事業比率は2倍になっても、全体の売上げが下がる結果として1.16倍程度しか売上高としては上がらないということになってるといえるのは、何か当時聞いたような記憶ありますか。それとも、全くぴんときないですか。

当時は聞いてませんが、今おっしゃってることは分かります。理解してます。

なので、売上高としては、細かく示すほど時間がないので、1.16倍になるということになるんです。修繕船事業の割合が2倍になったとしてもです

ね。全体の売上がうんと下がるからですね。よろしいですか。

.....。

売上が1.16倍というのであれば、修繕船の受注見込量というのは、そんなさして変わらないんじゃないですか。

いわゆる売上がと水の使用のされ方って全く違ってまして、当然修繕船のほうが増えてくれば、ドック、先ほど言いましたように六つあるんですよね、修繕ドックが。その使われ方ですので、その同時使用の頻度が高まれば、それは売上が関係なく水量が増えるわけですから、そういった部分で関係はあると私は.....。

ちょっと待ってください。そのドックの使用が増えるためには、注文が増えるから増えるんじゃないんですか。注文は増えないのに、ドックの使用が同時にやるんですか。何か今までは同時にならずにならしてたものをあえて同時にするんですか。量が変わるのに。

今おっしゃる話も正論なんですけど、当然余り受注が変わらなくても、ある時期に発注者が3台一遍に修繕船が来れば、当然三つドックを使いますので、そういった意味です。

いや、いや、3台といたって、SSKはそんな話いつしましたか。

これは最初に言いましたように、文書照会の際に修繕船の事業というのは六つある中で複数のドックで同時使用する旨のそういった意向を聞いてます。そこを私は言ってるんです。

乙A第15号証の2-4-2を示す

あなたおっしゃってるのはあれですかね、乙A第15号証2-4-2の参考資料87ページを示します。この文書をおっしゃってるんですか。平成24年12月28日に、SSKさんから佐世保市に来た水需要の見通しって、これをおっしゃってるんですか、文書、文書っていうのは。

.....。

この文書をおっしゃってるんですか。

・・・これだけかどうかは分かりませんが、これも一つだと思います。これだけでも分からんというのは、そんなたくさん文書のやり取りをしていますか。

いや、いや、だから私自身は、その文書を覚えてませんので、この文書だけだったか分かりません。

何か文書って複数あった記憶なんですか。

いえ、いえ、それはありませんけども、実際はSSKのほうとの確認をしてると思いますので、その文書がどうなのかというのは分かりませんが、これはその一つだと思います。

あなたが言ったような、例えばこういうところですか、この上、2段落目の「これまで以上に大量の水道水を一時的に集中して使用する」、こういうところのことですか。

そうですね。

それとか、4段落目の「運用状況によっては」って、ここですか。

同時に使用することも想定されると。

想定、書いてますけどね。それ、何かあなたはこの具体的な根拠とか、客観的な何か資料とか、佐世保市さんは確認して、それをそうだと思ってるんですか。それとも、SSKさんがこういう書いてきたからそうだという意味ですか。

多分、両方あったかだと思います。

両方あったんですか。

当然、事前にSSKのほうとも文書だけだったかどうか分かりませんが、そういった意向は確認してたと思いますので。ただ、同時ということとは少なくとも2隻同時には入ると、そういった判断でございます。SSKがそう言ってるということを何か裏付ける具体的な資料を受けたりと

か、何かをデータを受けたりとかしてるんですか。それは、担当者に聞かんと分からないですか。

私自身は分かりません。

担当者だったら分かりますか。

それは分かりません。

担当の方は、これやり取りしたんですよね、当然SSKさんの担当を決めて。それはそうなんです。

ただ、少なくとも同時使用とありますので、うちの予測とどう齟齬があるんでしょうか。

私が聞いているのは、SSKが同時使用って言ってきたとして、ああ、そうですかって、それに対する裏付けとか、何か具体的な証拠とか、データとかも見ずに、SSKさんがそうおっしゃるなら分かりました、同時に使用することがあるんですねって、そんなふうにただ受け入れたという意味なんです。それは齟齬がありますかねって何かおっしゃってますけど。私は、だからそういう具体的な何か根拠はあるのかってさっきから質問したよ。

当然、それはいろいろ予測する上では制度の問題がございます。同時使用したいって、そういった意向はそこに確認できますので、そういった場合については当然濁水のリスクの水量になりますから、見込むってというのは当然の予測のいわゆる手法だと思ってます。

それを裏付ける何か客観的な根拠資料などは佐世保市はお持ちなのか、お持ちじゃないのか、あるいは持ってるかもしれんけど分からないのか、どれですか。

両方分かりません、今。どうなのかというのは分かりません。

持ってるかどうか分からないですか。

はい。

根拠資料がないかもしれんわけですね、そしたら分からんということですね。

も含めて分かりません。

それは、当時やり取りした担当者を尋問したって分からんと、こういうことですね。

いや、そうじゃないと思います。

だって分かんないんですよ。

設計の、予測の根拠になってる同時使用というのがそこに書いてあったので。

いや、だからSSKが書いてあるのは分かりますよ。それは読めばいいですからね。SSKは書いてます。その裏付けを佐世保市はとったのかどうかという今質問をしてるんです。

裏付けはとってませんけども、実態としては複数のドックの同時使用というのは実際はあってると思います。

裏付けをとってないということで分かりましたので、いいです。

実際は、実態があるということで。

裏付けはとってないということは、それはそれでいいわけですね。逆にあるんだったら出してもらえますか。

その裏付けというのを具体的に言ってください。どういった裏付けですか。

裏付けは、こっちが聞いているんですから、何であなたがそうやって反対に言うかな。

いや、いや、だから文書上に同時使用したいという意向は裏付けがないというのは、どういったことを言われてるんですか。どういったものであればいいという判断なんですか。

佐世保市が同時使用したいとSSKが言いました。それを何か、その文書以外の、何かそれ以外の具体的な根拠資料とか、何らかのもので裏付けをとったかどうかという質問をしてるんです。小学生でも分かります。

文書以外でとるということは、それ計画値ですので、とれないでしょう。

S S Kがじゃあそう言ってるという中で、同時にやる可能性があるということで2倍の水量を予測したと、端的に言えばこういうことですか。

はい。

その水量の具体的積算根拠はあるんですか。

積算根拠はあったと思います。標準的な2, 200というのを出しますので、それはドックの形態の部分で根拠はあると思ってます。

じゃあ、そのデータがあるとして、最初の船体洗いに8割を使うというようなことを書いてるの分かりますか、佐世保市が。

明確に覚えてませんが、フロー図があって、ここで幾ら使う、幾ら使うって、そういったその絵は見たことがあります。8割ってというのは、まだ明確に覚えてません。

とにかく、一度にどばっと使う、瞬間的に使うから、このS S Kの巨大な需要予測が出てるわけですよ。

そうですね。同時使用ということですので。

同時使用で、しかも一時期に大量の水を使うということがこの根拠になるわけですね、S S Kの予測の。

はい。

それで、その大量に使うということは、これもS S Kがそう言ってるからということでいいんですか。佐世保市は、それ何か具体的な裏付けデータを持ってるんですか。

一つの裏付けは、その文書であって、実態としてどうなのかっていうのは分かりません。一番早いのは、実際そういった事象が起きてるかどうかっていうことであれば、そういったことはあるんじゃないですかね、そのS S Kの自体の中で。

あるんですか。

あるのではないですか。

S S Kの中で同時使用が起きてるんですか。

だから、そっちのほうが早いと思います。そういった実態を見たほうが早いのかなと私は今思ってたんです。

実態はあるんですか、今。ないんですか。

あるかどうかは分かりません。

S S K自身は、具体的な自分たちが使用水量というのをデータを把握してないですよ。分かりませんか、それ。

どういった意味か、質問の意味が分かりません。

乙A第15号証の2-4-2を示す

乙A第15号証の2-4-2の参考資料85ページを示します。これは、もう佐世保市さんが需要予測を立てた後に、もう一度4月になって、もう一回確認の文書を欲しいと行ってS S Kさんから来た文書ですけど、85ページの1行目「なお、具体的な水量データについては、弊社では把握しておりませんが、貴市において」分析されている水量でよろしいんじゃないでしょうか、みたいな、こんな文書になってますね。

この文書は・・・。

この文書も知らないですか。もうやめた後ですか、あなたが。25年4月って、もういないですか。

もういないです。

知らないですか。

はい。

S S Kさんは、具体的な水量データは弊社では把握しておりませんと言ってるということを言いたかったんですけど、じゃあいいです。佐世保市さんが、S S Kはデータ持ってないけど、佐世保市が需要予測した数字で、それでい

いでしょうというようなSSKの文書なんですけど、こういうやり取りのときは、あなたはもうかわってるわけですね。

はい。

もう終わってるわけですね。

はい。

じゃあ、この後のこと聞いても分かんわけですね。

.....。

そうすると、確認ですけど、同時使用するとSSKが一応言いました。その可能性がある。ただ、水道データについては分かりませんという中で、あの需要予測の数値は佐世保市さんが推計して出した数字ということは間違いないですよ。

・・・2, 200については、標準的な洗浄量というふうに私は記憶してますので、それがどういったことかというのは今記憶にないです。これも、具体的に計算した担当者じゃないと分かんということですかね。

.....。

誰も分かんってことないでしょう。誰か分かるんでしょ、もちろん。

私は記憶にありません。

佐世保市が分かんということじゃないですよ。

.....。

これ、どう見てもSSKが自分からこういう水量の水が欲しいと言ってきたわけじゃないですよ。そんなことが一度でもありましたか。SSK側から。

・・・今の意味合いは、その文書以外にということですか。

文書以外でもいいですよ。SSK側から、私たちは今度こういうふうにするので、これだけの量の水が欲しいんですよ、佐世保市さん何とかありませんかというのをSSK側から先に来たことはないですよ。

よく意味が分かりませんが、その文書以外にですか。

今、みんな分かってますよ、意味、傍聴席。分かるか、分からないか、分からないんですか、あなたとしては。その答えようがないということですか。

SSK側から来たかどうかについては、記憶にないです。

佐世保市さんから需要予測を立てるに当たって、SSKはどれぐらい水が要るでしょうかという文書はあるんです。それは一々見せませんが、あるんです。SSK側から、私たちはこんな事業のために水がこんな要るから何とかありませんかということをSSK側から佐世保市に言ってきたということはないですよ。

記憶にありませんが、それはどっちが先であろうとSSKの経営方針があって、うちが確認してるでしょうから、何か意味があるんでしょうか。今の質問の意味が……。

意味あるんじゃないですか。それは、そんなに本当に企業が自分の経営のために水が必要だと、それは言いますよ。私たち事業のためにこれだけ水が必要だと。佐世保市さん、うちの会社は佐世保市の大切な企業だから、これぐらい配慮してくださいって、それは言うに決まってるじゃないですか。意味はありますよ。

そこはよく分かりません。

意味あると思いませんか。

修繕船事業というのは、SSKは新規じゃなくて多分拡大だと思うんですよ。

拡大でも、だから水がこんな増えるんだったらね。

だから、以前の水の実績は分かりませんが、仮に以前もそういった水の発生があればあえて出さないでしょうし、いろんな因果関係あるんで、どっちから出してどうのってというのは、なかなか私の口では答えられません。

あなたもさっきいみじくもおっしゃってましたけど、修繕船が同時に使用し

て、水が佐世保市さんが必要だと言った4, 400とかが生じたことはあるんですか、ないんですか、それぐらい聞いてるんじゃないですか、元水道局にいらっしやっただから、あったか、ないかは。

今は、明確に答えられません。

あったか、ないか、知らないのか、どっちなんですか。答えられないってどういう意味ですか。知らないなら知らないで言ってください。

分かりません、知りません。

原告ら代理人高橋

私からは、まず負荷率についてお聞きしたいと思います。今回の平成24年予測の負荷率は80.3ですね。

はい。

これは、過去20年の下から2番目という値ですね。

はい。

先ほどの話ですと、一番下のものは異常渇水時のものだから参考とはならないということで下から2番目を採用したと、こういう理解でよろしいですね。

はい。

だから、言わば実質的の意味での20年間の最低値と、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

はい。

負荷率の設定ですけども、基準はあるんでしょうか。

指針の中に、これもうろ覚えですので不明確ですから、回答は控えたいと思います。

あなたのほう、佐世保市としては、指針の中に書いてある負荷率の記載を基準にして考えてるという理解でよろしいですか。

負荷率だけじゃなくて、基本的な考えは指針に基づいてやってるということですか。

指針によりますと、負荷率は、負荷率の設定に当たっては、過去の実績値や気象、湧水等による変動条件にも十分留意して、おのおのの都市の実情に応じて検討すると記載されてるみたいですが、そういう記載ですよ。

はい。

これって、具体的にどういうことを言ってるんですかね。

まず、一つ言えるのは、佐世保市みたいな観光都市、あと基地がある町というのは、当然観光客がたくさん来たときとか、基地の船が入ったとき、観光船も今来てますが、そういったいわゆる変動が大きい、交流人口が大きい都市については負荷率が大きいということで、都市特性というのはあると思います。気候条件も、当然寒暖差がありますので、寒いところは水を使ってませんので、そういった分での変動率として記載があるというふうに理解をしております。

そういう要因があるんでしょうけど、まず基本となる何かがあって、それにいろんなことを考慮するんでしょうけど、基本となるとやっぱり実績値なんですよ。

基本かどうか分かりませんが・・・。

まず、最初に検討するならば。

実績値も当然考慮すると思います。

実績値を見ながら、実績値もいろいろ変動があるので、いろんな要因を考えてやらなきゃいけないと、こういうことですよ。

はい。

今おっしゃったように、佐世保市というのは、佐世保市の特殊の事情があるんだからそれも考慮しないといけないと、こういうことですね。

はい。

だから、実績をもとにするんで、普通は実績の平均をとるんじゃないかなと思うんですけど、原則としてですよ。そういう理解じゃないんですかね。

そういった考えもありますが。

平成16年予測なんですけど、これ10年間の平均をとってるんですけども、それはそういう理解があなたもありますよね。

はっきり覚えてませんが、16年はそういった予測をしているということでしょうね。

10年間の平均をとるというのは、間違った考え方じゃないんですかね。

今、原告側の16年が佐世保市の採用が平均だとおっしゃいましたので、それが真であれば、当然そのときの予測の状況でそういった採用をしてるというふうに理解してます。

その頃、何で10年の平均をとったかというのは、何かあなたは見当はつきますか。

いや、見当はつきません。

平成19年予測ですけども、これは主尋問でお答えになってるように10年の最低値をとってますよね。

はい。

この平成19年予測は、10年間の最低値をとったせいで80.3になったというのも理解してますね。

はい。

平成16年では、10年間の平均をとったにもかかわらず、平成19年でその低い値をあえて10年間の最低値にしたというのは、これは不合理じゃないですか。

負荷率自体は、当然先ほど言いましたように佐世保市が観光都市になって、観光が増えてると。いろんな要因の中で、多分負荷率の取り方というのは変わってきますので、そういったのが予測上予見された、その採用じゃないかなというふうに、これは私の推定ですが、そのようには考えてます。

推定としては、どういうことが考えられるんですか。

佐世保の場合は、今は観光客数がどんどん増えてますので、当然観光客が1日大勢来た場合には使用量が増えますので、そういった負荷率の要因が上がったことも一つの要因ではないかということをおし上げてます。

ただ、観光客数は平成16年の段階でもずっと上がってたんじゃないですか。分からないですか。

.....

分からないなら分からないでいいですよ。

はい。

石木ダムの必要性を作出するために、もっと低い数字が欲しいということで10年間の最低を選んだんじゃないですかね。

そういった石木ありきというような予測はしてないと。

と思うと。

思います。

今回の平成24年予測では、更に20年で実績最低というふうに延ばしましたよね。

はい。

期間を10年から20年に延ばしたのは間違いないですね。

はい。

それは何ですか。

これは、過去10年間の実績値というのが、四つの要因がありました。ハウステンボスの経営破綻と、リーマン・ショックと、2回にわたる給水制限ですね。こういった要因を分析した上で、いわゆるデータの信頼性ということで延ばしてることで私は理解してます。

それは、この平成19年から23年予測をする間の4年間の値が当てになら

ないからというふうな理解でいいんですかね。

4年間というよりも、いわゆるテンボスの経営破綻とか、リーマンというの、4年間ではおさまってませんので。

平成何年からですか。

はっきりは記憶してません。

今の話だと、私は平成23年予測をしたときの4年間かと聞いたんで、もう少し長そうだと聞いたから、それは平成19年より前の事象も考慮してる場合も含んでるという意味ですよ。

前も後ろも分かりませんが、当然その単年度の先ほど言った単年の年度だけでは終わってないと、その不況の影響ですね。そういった私の回答でございました。

だから、平成19年のときも、そういうリーマン・ショックとか、ハウステンボスの破綻はあったにもかかわらず、10年の最低を選んでますよね。

はい。

だったら、平成23年もそういうのを考慮して10年の最低でよかったじゃないですか。

多分、事象が起こる場所だと思うんですよ。ハウステンボスの再生自体は、私の記憶では20年以降でしたっけ、22年ですかね、いわゆる経済不況というのは、後年度に影響が大きいですから、やはりそういう部分でのデータの信頼性は当然後年度に出てくるんじゃないかなと。起点以前については、データの信頼性というのは変わらないというのが通念かなというふうに考えてます。

甲B第31号証（佐世保市負荷率実績グラフ）を示す

これは、作成者は私です。原告代理人、高橋です。もともなってる数字は、佐世保市の数字です。これが、私が把握している佐世保市の負荷率の実績値です。絶対数字は正しいんですけども、そうじゃなくても大体こんな傾向だ

ったろうかというのは記憶ありますでしょ。

うっすらあります。

これ、結構信頼できるデータじゃないですか。

いや、そのその資料が真であれば、そういった傾向というのはある
んでしょうが、負荷率自体は設計指針にありますように時系的な傾向
を示しませんので、当然そのときの負荷率の要因を分析するんじやな
いかなっていうふうに思ってます。

だから、10年間の最低でよかったんじゃないでしょうかという意味なんで
すけども、なぜ20年延ばす必要が、そのグラフを見ながら20年に延ばす
必要があるんでしょうかねと。何か傾向がはっきりしてるんなら、これはも
うどう見ても10年最低を選べばよかったんじゃないんですか。

原告側のおっしゃることも一理あると思いますが、当然我々としては
水の安定供給、いわゆる渇水リスクというのを考えてますので、やは
りどうしてもそういった部分では渇水のリスクを減らしていくという
分では、過去最大値をとったというのは非常に重いのかなと、そうい
った実績があった事実は、やはり重く受け止めて、予測に組み込む必
要があるというふうに考えます。

だから、私たちが主張したように、80.3という数値が欲しかったんでし
ょう。

いや、そういったことはありません。

80.3という数値を得るためには、平成24年予測の段階では10年の最
低のものじゃだめだったですよ。これ分かってますよね。

その結論じゃなくて・・・。

私は結論をまず・・・。

結論じゃなく・・・。

私の質問に答えてください。私は、はいかいいえで答えられる質問しかやっ

てません。平成24年段階で10年の最低値は80.3にはなりませんよね。

もう一回お願いします。

平成24年予測をした段階で、10年間の最低、つまり平成23年から13年、あるいは10年の10年間の最低値は80.3じゃありませんでしたよね。

はい。

80.3というのは、平成11の数字ですね。

はい。

乙B第27号証を示す

終わりから3ページ、あるいは4ページ。さんざん示しました乙B第27号証という資料をまず示します。これ、平成25年1月22日に作成されているんですが、これ作成したのは佐世保市ですよ。

はい。佐世保市水道局です。

このとき、あなたは部長さんですよ。

はい。

ということは、この乙B第27号証の作成責任はあなたにありますよね。

私にもあります。これは、水道局全体です。

当然、当時はこの内容はきちんと読んで把握してたはずですよ、あなたは。

読む、読まずに関わらず、私の責任としてはあります。

私は、分かった、俺が責任とると、俺は中身見らんけどという形じゃなくて、ちゃんと見てたんでしょって聞いているの。

はい。ポイントは見てます。

そうすると、多分私がこれを平成25年のこの日に聞いたとしても、全部が全部細かく分かってるわけではないという意味ですね、今の話はね。ポイントはちゃんと分かってるし、分かってる責任はあるけども、本当に一言一句まで自分が把握してたわけじゃありませんよと今言いたいわけね。

一言一句ということになるとですね。当然、それは私は部長職ですので、役割分担でやっていますので、100パーセント知ってるかっていうのは、そこは100パーセントありません。

ただ、私も今から聞くのはポイントに決まっていますから、ポイントはその当時は知ってたはずだと思いますので、できるだけ思い出してください。さて、これの今申しました佐世保市の特性と負荷率の設定という欄を示しています。その2枚目のほうになるんですが、類似都市の比較というのが出てますね。

はい。これ、うちの経営管理上の資料ですよ、原本ですよ。

はい、そうです。

はい、分かりました。

ここに書いてある類似都市というのは、先ほど午前中に生活用水のことで聞かれた都市とほぼ同じだと理解してるんですが、完全に同じなんですかね。

私は、今ぱっとリストを見てるんですが、同じ都市もあるというのは分かりませんが、全部かどうかというのは、これだけでは理解できません。

私も分からない。だから聞いてるので、あなたとしても、それは今私は当時の記憶として、完全に一致してるはずですか、いや、一致してないはずですよというのも今記憶はないですね。

はい。

午前中もお聞きしたんですが、これは水道局自身が調べたんですか、それともどこか外注して、コンサルとか何かに頼んだんでしょうか。

私の記憶では、これは水道局として、他都市のほうにこれは行政間同士での照会というのをやっていますので。であったというふうに理解しています。

これが25年1月の資料に含まれてるというのは、調査した25年1月以前

であることは間違いないですよ。

はい。

平成24年度予測というのは、25年3月からできてるんですかね。誤導になるかもしれない、私はたしか25年1月から3月の間にできたと思って聞いてるんですが、それぐらいじゃなかったですかね。

私の記憶では、私がもう異動する前でしたので、多分年度の後半だと理解してます。

だから、この今示してます乙B第27号証のこの資料と似た頃につくられるという理解でよろしいですよ。

はい。

そうすると、平成24年予想をしてる最中に、こういう調査というのをしたという理解でよろしいですね。

調査の時期は記憶がはっきりしませんので分かりません。

これは、もう推定で構いません。だって、数値は平成23年の数値が出てますから、23年以降であることは間違いないし、25年1月につくられてるんですから、25年1月以前になることは間違いない。そうすると、平成24年内に調査されてるんでしょうね。

という可能性が高いと思います。

それで、担当者は誰か分かりましたか。

これは、水道局として照会してますので、担当というのはないんですけども、先ほどのこの資料の右下のほうに、午前中御質問があった照会の都市の規模の記載がありましたので、そこは確認をしていただければと思ってます。大体、人口が20万から30万人規模、九州北部の覚えてませんが20万だったかな、そういった数値がこの資料の右下のほうに記載されてましたので。

じゃあ、20万から30万のところに調査をしたということによろしいんで

すかね。

はい。

その回答書というのは、各照会した自治体から送られてきた回答書は、当然その当時は佐世保市が、水道局の中で保管されてましたよね。

当然保管してたと思います。

あなたの在任期間中に破棄したという記憶はありませんね。

私は、そういった記憶はありません。

これは、この80.3という予測をするのに使ったんでしょうか。それとも、80.3という予測をするのには直接因果関係はないという資料でしょうか。

この資料だけ見ても分かりませんが、当然再評価の策定時期もござい
ますが、因果関係がある、なしは、どういった因果か分かりませんが、
基本的にはないというふうに判断してますが。

私の今の表現は、あなたの午前中の生活用水に関する回答をそのまま使った話なんで、要するにこれが、こういう数字が出てるから80.3を選んだというわけではないということですよね。

設定でいうたら、全く関係ないと思ってます。

これは、80.3を選んだんだけど、ほかの都市と比べてもそんな変な数字じゃないから正しい、80.3は正当な合理的な数値ですよということを説明するためにつくられた資料なんですよ。

・・・基本的には、これは類似都市の比較となっておりますので、その文書の中身というのは、これだけでは分かりませんが、適正だというような資料ではないと思ってます。単なる比較書なのかなというふうに、これ見た感じでは思ってますけども。

私たちは、この裁判で、国は80.3は合理的なんですよ。だって、他の都市と比べても遜色ありませんもんねという主張をしてると思ってるんですが、今あなたは私が言った主張、80.3というのは合理的ですよ、だって類似

都市と比較しても近い数字ですもんとは特別に言うつもりはないという理解でよろしいんですね。

今のは原告側の論述がよく理解できないんですが、先ほどの質問の意図は、80.3が直接その予測につながったというような意図の質問だったんで、それはありませんって言っただけで、これは比較としては妥当性の評価なのかどうかは、私はこの経営管理の中の資料がどうだったかというのはまだ記憶にありませんので、単なる比較だったのかなというふうに理解をしております。

だから、私も単なる比較だったら、これ以上質問しないんですけども、裁判では何か妥当性の根拠として、さっき言った、これから直接80.3を選んだとは言ってませんよ。よく言葉を聞いてくださいね。私も分かってるつもりで言いますから。けども、80.3という数字は妥当なんですよという根拠として、この資料が出されてると理解してたんですけども、あなたはそこまで積極的な意味はないんじゃないかとおっしゃったということでもよろしいんですか。

質問がまだ私も理解できてないんですが、80.3パーセントというのは、これ実績値ですよ、当時の。この比較、私自身はこの資料の評価として、当然うちの経営方針の冊子ですので、この今の拝見する断面を見る限りでは類似都市の比較と書いてありますので、数字のことは記憶にありませんので、これの範囲内で答えてるということです。記憶にないで逃げられる話と、逃げられない話があって、これ類似都市の実績値じゃありませんよ。まず、これ類似都市の実績値じゃないというのは理解してください。これは実績値じゃないんですけども、あなたは実績値だと思ってるんですか。

その当時の実績なのかどうかは、私も記憶ありませんが。何の数値なんですか。

あなたが責任のある資料で、しかも重要なポイントだから聞いているんですけど、そんな開き直ったこと言われると思わなかったけども、これ見てください。本市の計画負荷率80.3に対して妥当性を検証するのに類似都市と比較検討するとして、①読みますけど「本市と人口規模が類似してる全国の自治体に計画負荷率の聞き取り調査を実施した」と。まず、文書上に今言ったように負荷率80.3について妥当性を検証するためと書いてますよね。そして、計画負荷率と書いてる。だから、これ読むと、まさしく私さっきから聞いている、80.3が妥当だという類の資料について出されたと思ってるんです。だから、きっと被告も、国も、その文書をうのみして、そういう主張をしていると思うんですけど、もう一度お聞きしますよ、この資料はそういう資料という理解はあなたはしていないんですか。

私自身は、負荷率という当然他都市の比較じゃないと思ってます。当然、都市の特性に合わせた負荷率を予測しますので、そういった中でいわゆる80.3が佐世保市の都市特性の負荷率なのかという妥当性が一番重要なので、そういった中で当然負荷率というのは、これは渇水リスクの危険度になってきます。これは、安全率の話ですので。だから、そこを見るときに、私の判断としては、当然佐世保の都市の特性というのは非常に交流人口が多い、基地もあるという中で、これリスクは非常に高いと思ってますので、そういった中で妥当性を私は申し上げるということで、この比較の中で妥当性というこの表現は佐世保市が極端に低くないというような、そういった妥当性じゃないんですかね、分かりません、それは。

実は、私もあなたがそうです、妥当性を比較するためですともし回答したら、いや、だって各都市で実情に応じて違うんだから比較しても意味ないでしょと聞こうと思ったんですよ。でも、あなたもやっぱそりゃそうだよねとおっしゃったわけね、今。今度、尋問を予定してる小泉先生は違うことをお考え

みたいですけど、小泉先生はどんなこと言ってるかというのは、あなたは今回の裁判で何か調べたりしてましたか。

いや、私も接点が余りありませんから興味なかったと思いますので知りません。

だから、同じ例えば軍事、軍港都市だからとか、港湾都市だからとって、単純な比較はできないですよ。

はい。

じゃあ、続きまして安全率についてお聞きしますけども、主尋問でもお答えになってましたけども、平成24年予測は安全率を10パーセントとしてるんですね。

はい。

厳密に計算すると、90.14パーセントなんですけど、これは要するに10パーセントにした上で切りのいい数字を選んだという、4万トンという数字になったから結果的に90.14になったと、こういう理解でよろしいんですね。

4万トンを意識してませんが、たまたまだと思います。切りのいい、その質問の意図がよく分かりません。

この安全率の今現在の実績をもとに、まず実績を原則として考えるというふうに指針には書いてありませんかね。

指針の詳しい中身というのは記憶にありませんが、標準10パーセントというのは記憶にあります。

この安全率というのは、どういう計算出てくるんですか。単にもう10パーセント掛けるという、そういう話になるんですか。

これは、実測値というのは、ある意味リスク的な率ですので、いわゆる先ほど私が言いました河川の取水のロスであるとか、浄水のロスであるとか、導水管のほうの漏水量であるとか、定量的に確認して率を

設けるものではないというふうに理解してます。

私たちは準備書面で、利用量率の裏表の関係に立つものだと思ってますけど、そうではないんですか。

その利用量率を私は理解してません。

この先ほど主尋問でお答えになってます、平成19年は5パーセント程度だったというのは、あなたも確認してるんですね。

はい。

それぞれのものも確認したことありますか。

当時は確認したかもしれませんが、今記憶に残ってません。

今、我々の調査では、それ以前のものも平成16年予測も、平成12年予測も、5パーセント程度だというふうに我々は理解してるんですが、あなたとしてはそう言われて、ああ、そんなもんだろうなという記憶という、そんなもんだろうなと思いますか。

記憶ありませんので、なかなか評価はできません。

平成19年の頃、なぜ5パーセントにしてたかというのは理解、あなたは想像つきますか。

先ほど主尋問で申し上げたとおり、当時は浄水ロスだけを見ていたというふうに私は理解をしております。

今おっしゃったのは、平成19年当時安全率を10パーセントにしろという指針の記載はありませんでしたか。

私が見た指針は、何年置きに変わってるか分かりませんが、何年改定かは覚えてませんので、その以前の分の指針も存じ上げてませんので、多分最新の指針を見たときには10パーセント標準という記載がありましたので、今の原告の御質問には答えられません。

我々の調査では、安全率10パーセントぐらいを見ろという規定は昔からあるんですけど、それはあなたは分からないですか。

はい。

そうすると、平成19年予測がなぜ10パーセントじゃなくて、さっき言ったロス率だけしか考慮しなかったかもあなたには分からないですか。

はい、分かりません。

平成19年予測と比較した場合、平成24年予測は水需要の予測量は減りますよね。それは記憶にあるでしょう。

明確なデータが頭にないので記憶にありません。

じゃあ、前提として、減ってるんですが、減ってるにもかかわらず最終的にダムに必要な量は4万トンで一致してるんですけども、どうしてそうなったのかというのは、あなたは分かりますか。

まず、その減ってるという事実関係と、そのあたりを理解してないんで、よく答えられません。

今言いました、安全率のその5パーセントから10パーセントにしたから、それが結果的に同じトン数が必要になったんですけども、そういう理解は今私が質問してもぴんときませんか。

意図的に10にしたことは24ではありません。

私も、意図的とは言ってません。私は事実として、そういう5パーセントが10パーセントになったから結果的に同じ容量になったというのは記憶ありませんかと聞いたんです。

質問がそういうふうに聞こえたので、すいません。

もう一回聞き直します。需要予測水量は減ったんだけども、余裕率を増やしたために結果的に石木ダムの容量の同じ4万トンになったというようなことを、そんな評価を水道局内部でした記憶はありませんか。

もう一回お願いします。

平成19年予測に比べると、平成24年予測の水需要予測は減ったんだけども、安全率が従来までは5パーセントだけど今回10パーセントにしたので、

結果的にいろいろやったらやっぱり4万トン必要で、それは石木ダムで賄わなきゃいけないねと、こんなふうになっちゃったよね、なったよねというような会話はされませんでしたか。

そういった会話は覚えてませんが、安全率自体は実態に即して、これは5から10に変わったと覚えていますので、そういった会話はあります。

また質問変わります。保有水源について今からお聞きします。まず、不安定水源という言葉は、佐世保市はどういうもの、不安定水源の定義を主尋問で言っていたと思うけど、もう一回繰り返していただけますか。

水道法の認可を受けてない水源で、取水が確実にとれない、そういった水源を不安定水源というふうに呼んでます。

今、あなたは二つのこと言ったんですけども、水道水源としての認可を受けていなくて、それから取水が何て言ったけな。

裁判長、正確に言うと、水道法の認可水源じゃないというのが一番ですよ。その要因が、確実な取水ができない、そういった部分で理解をしています。

だから、不安定水源とは何かと言われたら、水道法上の認可を受けていない水源ですというのが正しいんですよ。

はい。

なぜ水道法上認可を受けていないのかという質問に対しての回答が、今言った取水量が安定していないからですか。

水道法上の認可の要件が、河川取水の場合は、その河川管理者のいわゆる安定水利権の許可、これとセットだというふうに理解しています。分からないから、そこを聞きましょう。水道法上、慣行水利権は認可の対象にならないんですか。

水道法の認可ということですか。

はい。

水道法の認可をとるためには、いわゆる河川法の安定水利権の許可につながっていきますので、そこは私は分かりません。許可権利はありません。

分かりませんじゃ困るんだけど。

あそこは、私、佐世保市の管理河川じゃありませんので分かりません。私は、今一般論としてお聞きしてるんですね。私は、一般論として、水道法上の認可を受けるのには、慣行水利権は認可の対象にならないんですかという質問をしてるんです。

そこは分かりません。その慣行水利とか分かりません。

水道局の部長をしてた方が、水道法の基本的なことを知らない、分からないというのは答えとしておかしいんですが、そんなことは水道局にいた時代に考えてもなかったという趣旨ですか、それとも忘れたと言いたいんですか。

慣行水利権のことは分かってますが、基本的な水道法の認可ということとは、河川法でいう安定水利権の許可を得る、それは当然河川の流況を見て判断するんですが、私が2年10か月という短い時間ではあったんですけども、四条橋、三本木の流況を見る限りでは、当然・・・。

はい、ストップ。私は、一般論として聞いてるんです。本件慣行水利権は後でゆっくり聞きます。私は、佐世保市があたかも慣行水利権は水道水源として認可されないんですと主張してるようですし、あなたがそんなふうにお答えになってるようだから、本当ですかと確認してるんです。私の質問は、誘導しますよ、慣行水利権だってちゃんと出せば水道水源として認可されますよね。

当然、河川の先ほど言った確実な取水ができれば認可になってるところもあるというふうに理解してます。

確実な取水ができるかということが要件になってますか。水道法上、そうい

う要件はついてますか。

・ ・ ・ ・ ・

知らないね。

要件というのは、例えばどういったことですか。

水道法で、そういう規定がありますかと。確実な取水できる慣行水利権のみ
って書いてありますか、水道法上に。

水道法上は、多分河川の安定水利権の許可はあったと思いますが、そ
こは分かりません。

分かってるけど答えたくないんだと思うけども、水道法では慣行水利権とい
うのは、慣行水利権でもちゃんと水道事業認可の対象になりますと規定があ
るんじゃないんですか。

水道法の認可ですか。

はい。

そこは分かりません。

水道局にいたんでしょ。水道法上、要するに慣行水利権というのは、許可さ
れた水利権と同等であるという規定を知ってますよね。

慣行水利権が許可水源になったことがあることは知ってますが、そう
いった法律上の中身というのは、私は今記憶にありません。

佐世保市は、今水道事業としての認可の対象に本件慣行水利権は含んでいな
いんですよね。

認可の対象としてはですね。

はい。

そのとおりでございます。

ちなみに、かつては慣行水利権も、水道事業の認可の中に含まれていません
でしたか。

私は存じ上げてません。

かつて、今から問題にしますと、本件慣行水利権というのは、石木ダム建設計画の中でも一応保有水源として評価されていた時代があったというのは御存じですか。

いや、知りません。

そもそも、この事業が、石木ダム事業が計画された昭和50年頃ですけども、その頃は不安定水源とかいう言葉がなかったというのは御存じですか。

それも知りません。

じゃあ、不安定水源というのは、いつ頃から出てきたかというのは、あなたはそれも知りませんか。

はい。

そうすると、もうあなたは不安定水源とはこういうものだということを最初から教えられて、この水道局に入って3年間過ごしたと、こういう理解でよろしいですね。

不安定水源と安定水源の区分の中での分類としては、そういう位置づけについては、そういった認識を持っています。

今度、次の話に行くけど、本件慣行水利権についてなんですけど、これも水道水源として認可申請すれば通るんじゃないかと思えますけど、そんなことはあなたは、そうは思いませんか。

意味が分かりませんが。

佐世保市が厚労省に佐世保市の水道事業の保有水源として、こういう本件慣行水利権、四条橋とか三本木とかありますと、これを認めてくださいと言えば、厚労省は認めるんじゃないかと思えますけど、違いますかね。

これは、私の実際局にいる時代の、あそこの流況を見る限りでは、なかなか確実な取水ってできてませんので、そこはできないという判断をしております。

そこで、確実な取水ができなければ通りませんよというのは、今言った水道

法上の認可のときは、それは法律上の問題であって、量的な問題ではないんじゃないですか。一般論の話としてね。

一般論で返せば、当然我々としては渇水のときにとれる水が欲しいんですね。

今、あなたがいみじくも言った、我々としてはですから、私の質問の一般論としてはいいんじゃないですかという回答にはイエスで、なおかつ佐世保市としましては取水量が安定していないから無理だと判断していますと、こういう回答ですよ。

もう一回お願いします。

本件慣行水利権を水道法上の水源として認可申請した場合に、保有水源を水道法上認可申請した場合、当然認可されるんだけど、けど自分たちとしては取水量が安定していないので、認可申請はしませんと、これが佐世保市の立場ですよ。

いいえ。認可申請するまでない流況だということです。実態は。認可するまでもないというのは、何ですか。

河川の今の流況の実態だというふうに理解してます。

もう一度、私、質問。法律上は、本件慣行水利権を認可申請すれば通りますよね。

そこは分かりません。

分からないというのは、水道局部長であったあなたが分からないというのは、佐世保市はそんなことは検討したこともないという理解でよろしいですね。

いや、それも分かりません。

あなたは、そんなこと検討したこともないという理解でよろしいですね。

私がいる2年10か月の間には、そういった話はあっておりませんので。

あなたがただ問題にしてるのは、水量が問題だと、こういうことがおっしゃ

りたいわけですね。

基本的には、渇水のとくに確実にとれる水量です。

渇水のとくに水量がとれなければ、認可水源になりませんというような、そんな法律、規則、その他決まり、基準、ありませんよね。

あるかどうか、私は分かりません。

検討したこともありませんよね、あなたは。

私がいる時代はですね。

今、私はその慣行水利権のままで認可申請しても十分通るんじゃないですかと言ったんですけど、今度少し質問変わりますからね。今、本件慣行水利権を許可水利権に切り替えたとしても、許可は出るんじゃないですか。

許可水利権の意味合いがよく分かりません。認可水利権ですか。許可水利権というのは、どういった意味なんですか。

許可水利権って何ですか。

許可水利権というのは、どういった位置づけの水利権ですか。

私はお聞きしてます。水道部長さんにお尋ねしてるんです。教えてください。水道部長は当然知ってますね。このあなた方は、あなたがいた時代の文書にいっぱい許可水利権という言葉が出てきますので。許可水利権というのは、どういうものなんですか。

文書の中身を見ないと分かりませんが、認可水利権とか、いわゆる河川法での安定水利権の許可とかありますが、その許可なのかどうかちゅうのは、今の口頭だけではなかなかお答えづらいです。

安定水源は許可水利権で、不安定水源は許可水利権以外のものというふうに佐世保市は分けてませんか。

そう言っていただければ分かります。だから、河川法の安定水利権の許可水利権ということでしょう。

はい。

許可水利権って、いろんな許可がありますので、何の水源かなと思ったもんですから。

それ前提に聞きましょう。本件許可水利権を河川法上の安定水利権であるところの許可水利権に切り替えることはできるんじゃないんですか。

それは分かりません。

分からないというのは、どういう意味でしょうか。分からないというのは、まずそんなこと検討したことがないという理解でよろしいんですか。

河川法上のいわゆる安定水利権の許可というのは、河川管理者がしますので、佐世保市の立場としては分かりません。

あなたは主尋問で、本件慣行水利権は許可水利権に許可されないんですよというようなことを回答した記憶はありますか。

はい。裁判長、今、ぐるぐる論理が巡ってますのでなかなか答えにくいんですが、正式な安定水利権の許可権者は河川管理者、県だったり、市だったりあるんですけども、私が申し上げたのは、もう流況的にとれない、実績もとれていないということを申し上げただけでございますので、許可権のほうは余り、その許可の仕組みというのは十分答えられません。そういった意味合いでございます。

そこに行くために、私は一個一個聞いていってるんですよ。私の質問は、本件慣行水利権は許可水利権に切り替えることは可能なんじゃないですかという質問です。あなたが、いや、流量が足りないから無理ですと回答するなら、それで構いません。そういう回答でも構いませんし、私はそんなこと検討したこともありませんから分かりませんでもいいです。どちらかが欲しいわけ。まず、どちらかだと思ってるわけね。もう一回聞きますよ。本件慣行水利権は、許可水利権に切り替えられるんじゃないんですか。

それは、できないと思ってます。

できないというのは、そういうことを検討したことはあるという理解でよろ

しいですか。

私がいる時代は、検討してませんが。

誰かが検討したということをおなたはどこかで聞いたことあるということですか。

いや、それは分かりません。

じゃあ、なぜそんなできないと思いますという結論になったんですか。

基本的には、いわゆる取水の実績であるとか、四條橋、三本木の取水の実態かというふうに理解してます。

そういう取水の実態があるからできないんだというのは、どこから仕入れた知識ですか。

当然、水の運用をする中では、特に濁水・・・。

どこから仕入れた知識ですかと聞いているんです。自分で調べました、前任者が聞きました、担当者が聞きました、弁護士先生が聞きました、何でもいいですよ。私はどこから仕入れた知識をおっしゃっているんですかと聞いているんです。

これは、基本的には局内のいろいろな会議の中で確認しているものでございます。

局内のいろいろな会議の中で確認しているのは、できないという結論で確認されたんじゃないですか。こういうふうに言われてると、これは本件慣行水利権は取水量が少ないから、あるいは安定しないから許可水利権に切り替えることはできないんだ、あるいは水道法上認可にできないんだというような結論だけが確認されてきたんじゃないですか。

私がいる期間の中では、冒頭に言いましたように、いわゆる安定水利権、不安定水利権の区分だけは認識をしておりましたが、今原告がおっしゃる分については分かりません。

そうすると、一体誰が言い出した話なんだろうかねって気になるんだけど、

あなたが来た頃には、そういうのはもう当然既定の前提として、もうまかり通ってたという理解でよろしいんですよね。

区分については、不安定、安定の区分はされてました。

さて、それで一步も百歩も譲って、あなたの言うとおりに取水量が安定してないと許可がおりない、あるいは認可されないという前提でまた聞こうと思っ
てますが、もう一度確認しますよ、本件慣行水利権が少なくとも水道水源としての認可の対象にならないというのは、取水量に問題があるから、こういう理解でよろしいんですよね。

感覚的には、取水量です。ただ、手続的には、いわゆる河川法の安定水利権の許可だというふうには認識してます。

先ほど、私は水道法上は慣行水利権であっても認可されるんじゃないですか、それから河川法上は、現在は慣行水利権も許可水利権に変えられるんじゃないんですかということを知っていて、あなたは何かのたびに取水量の話をなさって、私が言った質問に対しては正面切って答えずに、最終的には分からないという話になった。だから、その話は蒸し返さないでください。今、私はあなたの言ってるとおりに本件慣行水利権が河川法上の認可の対象にならないのは取水量に問題があるからですよと質問してるんです。主尋問で、そう答えたでしょ、あなた。

主尋問どおりでございます。

じゃあ、もう一回聞きます。主尋問を私も暗記してるわけじゃないんで。本件慣行水利権は取水量に問題があるんじゃないんですか。

取水量に問題があるというふうに思ってます。

その取水量に問題があるというのは、具体的にどういうことですか。

先ほど言われました、いわゆる慣行水利権が水道法の認可できるというのを私も存じ上げてませんし、河川管理の安定水利権というのは少し知識はあるかもしれませんが、どちらのほうで聞かれてるのかとい

うのは、なかなか私は分かりませんので、原告の今の問いには答えにくいですね。私自身が理解してない分がありますので。

理解してませんね。だって、私の主尋問のこの慣行水利権に関する最初の質問で、安定水源、不安定水源の区別は何ですかと言ったときに、あなたが言ったじゃないですか。不安定水源とは、水道法上認可の対象になっていないのですと。認可の対象にならないのは、そのときの言葉が正確じゃないから私は抽象的に言うんで、取水量に問題があるからですと。ああ、そうだよなって、そう、その答えが聞きたかったんだと言って、そして私は前段の水道法上認可の対象にならないんですということについて、法律上はそうじゃないよねということ延々と聞いてきて、今ここまでで、その話は終わりますと。

はい、分かりました。整理しますと、河川法上の安定水利権の頭は私にはありましたので、その中で取水ができてないということを申し上げた次第でございます。慣行水利権が水道の認可という部分は分かりませんでしたので、そこも含めた中で答えにくかった話です。

私も、あなたが今何言ってるか分からないんですけど、その点は保留しときます。私は、本件慣行水利権は取水量に問題があるんですよという質問をしています。これは、イエス、はいですよ。

はい。

具体的に、どういう問題があるんですか。

実際、今の私が記憶してる取水実績においても、十分に取水できてない、いわゆる届出水量に達してないという認識がありますので、そういった認識でございます。

届出水量に達した取水ができていないということが問題だと、こういう理解でよろしいんですか。

もう一つございます。私のこれは記憶の中ですので、100パーセン

ト合ってるか分かりませんが、通常私が局にいた記憶の中では、10分の1で、10年間で355日目の流量を見て、そこでいろんな正常水量とかありますので、そこを差し引いてから残った分を取水の実績だというふうに、そういった記憶がございますので、なかなか慣行水利権は取水の実績がじゃあどこまでとってるのかというのは分かりませんので答えにくいんですが、そういった部分でも当然取水実績がないという事実はあったというふうに記憶をしております。

今の回答は、今から質問するの不安なんだけど、あなたは今基準濁水流の話とかをちらっとしてしまっただけで、ほんと大丈夫なんですか。それに対して、あなたは答える知識はあるんですか。

いや、ありません。だから、私の記憶の中でと言っただけです。話戻るけど、取水実績が届出水量に達していないのが問題だというのがあなたの一つ目の記憶なんですか。

十分にとれていないという実績があります。十分とれてないという曖昧な表現じゃ私は非常に困るので、具体的にはどういう意味でおっしゃってるんですか。

私も取水実績が完璧に頭に入ってませんので、当然濁水のときに十分にとれてないというのが基本的な評価だというふうに思ってます。あなた、主尋問で濁水のときにとれてる、とれないというのは、余り当てにならないということを証言した記憶はありませんか。

.....

私、今から濁水のときにとれてるかどうかを聞いてもいいんですけど、あなたは主尋問では前もってその質問を封じようと思って、濁水のときにとれてる、とれてないは余り当てになりませんもんねという趣旨の回答をしたと私は理解してるんですけど。

私は、そういった回答は覚えてます。一般論として言ってるんですよ。

当然、民間の保有水源を流した場合は流況変わってきますので、その評価は難しいということで、基本的な考えとしては渇水時にとれる河川じゃなければ、一般論として申し上げた次第でございます。

私は、今本件慣行水利権が、どこが問題なんですかと言ってますよ。あなた、私が一般論で聞くと、すぐ本件慣行水利権の話し出すし、本件慣行水利権の話をするとう一般論の話を持ち出して、わざとやってるんですか。

原告側の質問の意図が理解できない部分もございませし。

あなたが深読みし過ぎるからでしょう。私は、一個一個丁寧に聞いていきますからね。もう一度お聞きしますが、本件慣行水利権が取水量が問題だというのは、具体的には渇水時にとれないのが問題なんですか。

今は、実態としてお聞きになってるんですか。

本件慣行水利権の問題点をお聞きしてます。

渇水時にとれないっていうのもあると思います、当然。

ほかに何かあるんですか。

もともとの河川のいわゆる取水の実力がないということだと思います。あなたは、あなたがいた平成19年からいたんだっけ。

私は、平成22年6月から25年3月です。

22年6月から25年3月までの間に、その本件慣行水利権、四条橋あるいは三本木の本件慣行水利権の取水量について、きちんと調査、検討した記憶はあるんですか。

取水実績のグラフは見たことありませんが、その調査の意味合いが分かりませんが、実績は見たことがあります。

実績は何ですか。

取水の実績のデータは、多分見た記憶はあります。

そのときに、取水量が届出まで全然行ってなかったんですか。

これ、私の虚偽の・・・。

いいよ。虚偽は故意じゃなければ大丈夫ですよ。

そのグラフを見てる中では、やはり上のほうに白地があったなという記憶があります。

白地がないときもあった、こういう理解でよろしいですか。

その白地がないというのはよく分かりませんが、当然取水実績がありますので、白地がないところもあると思います。

ほかの安定水源と呼ばれてる許可水利権、これの実績も当然見てるはずですよね。

.....。

そういうところも許可水量まで行ってない、白地があったようなデータはたくさんあったんじゃないですか。

許可水利権の取水実績ですね。

はい。

もう当然上まで真っ青っていうのはなかったかに記憶しています。

そうすると、何で本件慣行水利権だけが取水量に問題があることになるんですか。

今の位置関係は分かりません。今、相浦をおっしゃってるんですか。どこでもいいですよ。私は、要するに届出水量、あるいは許可水量に達しないところがあるのは普通であって、それは許可水利権だろうが、不安定水源だろうが、どっちも同じでしょうと。

これ、一般論で申し上げますと、多分同じ河川上に下流とか中流、上流に取水ポイントがあった場合に、当然下流のところに安定水利権を仮に設定したときに、上のほうでいわゆる不安定で水をとってしまうと、当然下、下流のほうは不安定になりますので、そういった部分の要因があるんじゃないですかということ。だから、位置関係とか、単純な今原告がおっしゃってるような論述ではなかなか答えづらいと言っ

ただけです。

それは、あなた完全な一般論として、あるいは今のあなたの勝手な推測ですよね。

だから、一般論で言ってます。

だから、一般論はやめてください。私の質問は、じゃあこう聞きましょう。取水実績だけを見ると、不安定水源と言われてるものと、安定水源と言われるものは大差なかったんじゃないですか。

そこまでは記憶ありません。

甲B第32号証の1（折れ線グラフH19年度本件慣行水利権取水量）を示すデータが特定のデータなので参考で示しますが、これは原告ら代理人高橋が作成した相浦ダム慣行水利権の取水状況のグラフ。これは、赤が不安定扱いされてる不安定水源と言われてる水利権の平成19年の取水実績、赤い直線というのが、届出水量の合計。一方、青が安定水源と言われてるものの、青の折れ線グラフが取水量の合計。そして、青の直線が、その許可水量の合計なんですね。このデータが正しいかどうかは、あなたは気にしないでいいです。私が言いたいのは、実際あなたが水道局にいた当時のデータも大体こういう感じじゃありませんでしたか。つまり、凸凹があって、特に安定水源だろうが、不安定水源だろうが、大体似たような取水傾向をとっていた、違いますか。

それは記憶にないです。

これは、あなた方が出そうと思えば簡単にいえますよね。水道局、当然平成22年、23年、22年から25年度までありますね、データはね。

取水データはあると思います。

記憶ないと言われても、私、それ引っ込みませんよ。実際、こうだったでしょ。幾ら何でもこんな明確なこと忘れたとは言わせませんよ。私はいろいろデータ調べたけども、大体こういうふう似た傾向を持っているというのは

間違いなく確信持ってますから。だから、もう一度聞きますよ。不安定水源と言われてるのも、安定水源と言われてるのも、取水量の実績は傾向的には似てませんでしたか。

覚えてません。

本件慣行水利権は、渇水時に取水できないのが問題であるというふうにあなたは思いますか。

一般論として申し上げますと・・・。

いや、一般論じゃなくて、今私は本件慣行水利権は渇水時に取水できないのが問題であると思いますか。

.....。

あなたは、主尋問ではそうではないと答えたとは思ってるんだけど、確認をしてるんです。だから、一般論に逃げないでください。本件慣行水利権の問題点は、渇水時に取水できないことである、マルか、バツか、どっちですか。

条件付ですよ。ちょっと言っていていいですか。

ちょっとは聞いてあげましょう。無駄な質問したら切りますよ。

だから、民間の保有水源等は流したりしてますので、そういったのがない場合の全く実際の流況で見たときにどうなるかっていうふうなデータがあれば、当然渇水するときにはとれてないだろうというふうに思ってますので、渇水するときにはそういった問題はあるんじゃないかと思っております。

今の回答は分かりました。つまり、あなたはデータはないけども、恐らく渇水るときはとれてない、だから問題だと、自分はそう思うとおっしゃってるわけですね。

通常の流況を見ますと、もう何度も言いますが、非常に河川の水は少ないです、あそこは。そういった、そこはもう一般論になりますが、

そういった部分での答弁でございます。

悪いけど、あなたの言ってるのは一般論じゃなくて、自分の主観になりますけどといった回答ですね。一般論というのは、真実ですから。今あなたのは、自分の感覚ではという意味ですよ。

はい、そうです。

あなたの感覚を確認したい。流況を見たという流況は、現実に川に行って川の水の流れを見たという意味ですか、それとも流況データを見たという意味ですか。

両方あったと思います。実際、取水の現場には何度も行ってましたので、川底が露出してる形態は何度も見てますので、そっちのほうの印象は強いと思ってます。

じゃあ、こう聞きましょう。あなたがさっきから逃げているのは、取水実績は渇水の時も結構あるよねというのは認めざるを得ないからでしょう。

いや、そういった他意はありません。

甲B第32号証の2（折れ線グラフH19年度本件許可水利権取水量）を示す

甲B第32号証の2をお示しします。これ、平成19年の水源利用状況ですね。このデータは正しいという前提で今から話してください。データが違ってたら、後で聞きますので。平成19年度というのは、あなたがさっきから何度も言っている渇水時ですよ。

はい。

この渇水時の影響で、あなた方平成24年予測は19年予測といろいろ変えてもしょうがなかったんだというのは、あなたが先ほどから回答してることでしょ。

はい。

この平成19年度の取水実績を見る限りでは、安定水源の不安定水源のほうがよくとられてるんですけども、こういうデータは、これはインチキだと、

絶対こんなはずはないと言えるデータじゃないですよ。

一つ言えるのは、上流でとってますので、そういった相関はあるのかなって、今見て思ってますけども。これは、特にこのあたり多いですね。下がってますよね。

ということは、相浦川全体の水量がある程度あって、相浦川全体の水量の中で、その取水実績は不安定水源に偏ったり、安定水源に偏ったりしてることはあるかもしれないと、こういうことですよ、今おっしゃってるのはね。

相浦の評価は難しいですよ。

あなたが、今これを見たらねって言ったからですよ。

上流でとられてますので、だから特に渇水時の状況なんで、渇水のこの流況じゃなかなか分かりません。

だから、あなたが言いたいのは、あなたは正面切って認めたくないかもしれないけども、不安定水源が結構とられてるよねと。だけど、不安定水源がとられてるのは、水量がたくさんあるんじゃないかと、上流とか、下流が、どこか犠牲になってるんじゃないですかねと、こう言いたかったんでしょ、今。

そういったこともあるのかなって今言っただけです。

ということは、逆に言えば相浦の中では、要するにとったり、とられたりしてるということですから、不安定水源だけが取水量が不安定ではないということですよ。

その評価は難しいですね。それは、なかなか答えることはできません。

そのさっきの話にまた戻るんですけど、この裁判で平成19年には本件慣行水利権は取水できないというような主張がなされてるんですが、あなたはそういうことを、そんな主張がなされていることは御存じですか。

どこで、どういった主張ですか。

被告第3準備書面を示す

被告の第3準備書面の11ページを示します。このエの二つ前ですね。「三本木取水場及び四条橋取水場は、全く取水することができない日が10日以上存在することとなる。したがって、本件水利権は取水量的に安定しているとはいえない。」と。要するに、ここで何が言いたい、この準備書面では平成19年の取水量を問題にしてる内容なんですよ。このウと書いてるところ。

もと資料は何なんですか。

もと資料は、被告の準備書面です。恐らく、これは佐世保市の意向を受けた準備書面だと思います。この要するにずっとここで書かれているのは、ウで書かれてるのを見れば分かるように、平成19年の取水量を問題にしてるんですね。

はい。

だから、私さっきから平成19年の取水量をあなたも問題にしてるのかと思って聞いてるんですが、あなたとしては平成19年にまずデータとして不安定水源がとれなかったというデータはない、こういう記憶はありますか。

いや、19年はいませんので、記憶ありません。

それはだめだよ、あなた、そんな逃げは。だって、平成24年予測をするときに、平成19年渇水の状況とかを前提にしてやったんでしょ。平成19年の流量がどうだったのかって、取水量がどうだったのかって、それを知らないってことないでしょう。その当時、間違いなく見てたでしょ。

その当時、見てたかもしれません、正直言って。しかし、覚えてません、それは。

この裁判の尋問を受けるために、今私が示した資料は見せられたでしょう。

これは、裁判に必要なになりますので、一通り目を通しますが。

当然、打合せはしましたよね、この尋問のためにね。そのときに、原告らはこんな主張をしてるよというようなことは当然言われたですよ。

まあ、あの・・・。

私は後知恵で言ってるんじゃないんです。私は、それで、ああ、そういえばという話で、たしか平成19年は取水量は確かに不安定水源をとってたよねというような記憶はよみがえりませんでしたか。

よみがえってません。

しかも、あなたがさっきから答えてらっしゃるのは、自分の感覚では取水量が安定していないと思うということですよね。データ上で、私に、私にというのは原告に、ほら、こんなふうに取り水が安定してませんよというデータを示す自信はありますか。

私も、そのデータの詳細を知らないのだから、自信も何も、そのデータあたりの内容を知りませんから、そのお答えはできません。

つまり、水道局部長として、平成24年予測をして、石木ダムが必要だと。だから、地権者は出ていけど、こういう決定をするのに携わったにもかかわらず、そしてそのときの一つの要因として、不安定水源は取水量が安定していないから評価できない、ゼロなんだと。だから、4万トンも足りないんだと、こういう評価をしたときの部長だったことは間違いないですよ。そこは逃げんでね。

先ほどの準備書面は、何年何月ですか。

いや、いや、私が言ってるのは、石木ダムが必要ですよという決定をしたときの部長だったことは間違いないですよ。あなた、ここはどんと答えようや。

はい、そうです。再評価の責任者です。

そして、そのとき、さっきからしつこく聞いているように、私たちは本件慣行水利権をゼロ評価するのはおかしいというのをずっと言ってるわけで、だから本件慣行水利権をなぜゼロ評価したのかということをおかしいと今日、今ずっと聞いてきましたよね。これ、分かりますよね。

はい。

それで、あなたの回答は、自分の感覚では取水量は少なかったもんねと、取

水量は何か見に行ったら川底が見えてたと、こんなことが理由に、地権者を追い出そうとしてるのかとって、私は今怒って聞いているわけですよ。もう一度確認します。あなたは、取水量が安定してないよということをデータで示せる自信はないんですね。

・・・そのデータで示す自信があるかどうか分かりません。

だって、あなたは3年間も見よって、さっき言ったように事業決定をして、更に言えばいろんな検討委員会や議会で説明した、そのあなたが、その当時のことを、それを忘れるとは思わない。今、私が言ってるのは、取水量が安定していないということについてのデータですからね。一番重要な話ですよ。この裁判でも延々とそれは出てきてますよ、取水量が安定していないという話が。私は、じゃあそれが信じられないからデータ示せという話をしてる。水道部長さんとして、そういうデータは、いや、ありますよと。だって、忘れたから、私は覚えてませんけども、あるはずですよと、これ断言できないんですか。

分かりません。

被告代理人堀田

乙A第15号証の2-4-2を示す

乙A第15号証の2-4-2、参考資料に含まれている平成24年度再評価水需要予測資料の36ページを示します。モニター上で見ていただきたいんですけど、モニター上で下から2行目のところに、「節水どころでは無く、我慢をしており一般的な受忍限界を超えているため」という記載がありますね。

はい。

この記載について、午前の原告ら代理人からの質問に対して、因果関係はないということをおっしゃったことがあると思いますが、覚えてますか。

よくは覚えてませんが。

では、ここに書いてある「我慢をしております、一般的な受忍限界を超えている」という記載・・・。

因果関係がないというのは、うちの水需要予測とは因果関係がない、予測のほうとの因果関係はないというふうに申しただけで、今の因果関係は何でしたっけ。

予測との因果関係がないというのは、どういうことですか。

こういった受忍限界云々と言われる中で、予測のほうとは全く関係ありませんよねということは、逆に原告のほうにお聞きしたということでございます。

ここに書いてある内容と、水需要に関する計算との間に関係がないということですか。

そうです。

同じ、平成24年度再評価水需要予測資料の40ページを示します。これを見ると、右下のところに備考とあって、「同規模都市…20から30万人規模全国市調査」というふうに書いてますね。

はい。

午後に入ってから原告代理人からの質問に対して、同規模都市ということについて20から30万人だということをおっしゃったことがあると思いますけれども、この資料を見て、先ほどのように言われたということですか。

そのとおりでございます。

工場用水のことについて少しお尋ねしますが、SSKについて、佐世保市がつくった水需要予測資料の中に、売上高が2倍というような話が出てくるところ、先ほどごらんになりましたね。

はい。

実際、SSKの水需要について、売上高に基づいて予測をしたんですか。

いや、予測はしておりません。水の使用実態でやっております。

次に、不安定水源の定義について、水道法上の認可の対象とならないという言い方をされてると思うんですけども、これはおよそ水道法上の認可がとれないものだという趣旨でおっしゃってるんですか。

はい、そのとおりでございます。

甲B第32号証の2を示す

これ、先ほど原告らの代理人弁護士からも示された資料ですけども、分かりますか。

はい。

ここに書かれているデータが正しいかどうかは別として、まず正しいという前提で伺うんですけど、これを見ると許可水利権について限界までとれてないところがある。また、慣行水利権、不安定水源扱い、水源水利権と書いてあるものですけども、これについては限界を超えてるというふうに見えるところがあるということは分かりますか。

はい。

このように、安定扱い水源とされてるものについて限界までとれていない、他方で不安定扱い水源について限界を超えてとれているということについて、先ほど同じ相浦川の中で上流だとか、下流だとかでとったり、とられたりしてるというふうな話もありましたよね。

はい。

そのように、とったり、とられたりしているという以外に、このようなグラフになる原因について、何か言えることはありますか。

多分、これ制限給水に入っておりますので、民間からの保有水源を流したり、そういった事象も入ってるというふうに理解してます。

民間の保有水源を流したことで、この赤色のところが限界のラインを超えてるところもあるんじゃないかということですか。

そのとおりでございます。

原告ら代理人高橋

今の再主尋問、まだ数分前だから覚えてると思いますけども、今不安定水源の定義についておよそ水道法上の認可をとれないという意味ですね、はいと答えてる記憶ありますね。

・・・およそ。

1分前よ。そういう主尋問がされましたよね。不安定水源とは、およそ水道法上の認可をとれないという趣旨ですよという質問なさいましたよね、被告代理人。

被告代理人堀田

趣旨ですかというふうに確認してます。趣旨ですねという、言い方だけです。

原告ら代理人高橋

およそ水道法上の認可をとれない趣旨ですかという質問に、はいと答えたのは記憶にありますね。

はい。

およそという副詞の意味は分からないんで、あなたはどういう意味だという理解で今考えてますか。

到底という意味だと思います。

到底ですか。

おおよそと私は聞こえました。

そうすると、絶対ではないという意味ですよという意味ですか、今のは。

到底と絶対の私の区分がはっきり分かりませんので。

わざわざ再主尋問でそう確認されて、あなたははいと言ったんだから、一体何が違うのかなと僕は思って聞いてるんですよ。だから、およそというのは、要するに例えば絶対という意味の副詞でつかってるとか、あるいは法律上とか、あるいは関連上とか、感覚上とか、いろんな意味があると思ったんで、私もあなたがどういう意味で使ったか聞きたいだけ。

おおよそ、到底、あり得ないんですが、多分いろんな気象条件で流況が変わる可能性がありますので、今後は分からないということも私の中に入ったのかなと思います。

そうすると、恐らくとれないだろうという趣旨に近い、それ以上のものかもしれないということでおっしゃってるんですか。

到底だから、もっと下のほうだと思います。

もっと下ですか。

はい。もうもっととれない、絶対に近い到底だという、私はおおよそと聞こえましたので。

もう一度確認しますが、絶対という用語があるから、絶対ということでは使えないけど、絶対に近いという意味で、およそとれないと。

そういった理解で、はいと答えました。

それで、その理由は何ですかと、もう一回お聞きします。それは、取水量が安定しないからですか。

基本的にはそうです。

以 上